

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 7 号 ＞

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月25日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第7号>

開会の日時

年月日 平成26年 3月25日 火曜日
開 会 午前10時 2分
散 会 午後 4時40分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第13号議案 沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
- 2 乙第14号議案 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第15号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 4 乙第16号議案 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 5 乙第17号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 6 乙第18号議案 沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第20号議案 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 8 乙第21号議案 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 9 乙第22号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 10 乙第34号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 11 乙第35号議案 沖縄県立高等学校等の授業等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 12 乙第36号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 乙第37号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 14 乙第38号議案 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 陳情平成24年第74号、同第79号、同第83号、同第85号の2、同第86号、同第89号、同第104号、同第107号、同第110号、同第120号、同第132号、同第140号の3、同第156号、同第160号、同第174号、同第178号、同第194号、同第198号の2、同第202号、陳情平成25年第1号、同第28号の2、同第32号、同第36号、同第37号、同第49号、同第50号の3、同第82号、同第106号、同第116号、同第118号の2、同第119号、同第120号、同第121号、同第134号の2、同第139号、第2号、第7号、第8号、第10号、第17号、第26号、第27号、第29号及び第31号
- 16 閉会中継続審査（調査）について
- 17 沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書を議員提出議案として提出することについて（追加議題）
- 18 視察調査日程について（海外）

出席委員

委員 長	呉 屋	宏 君		
副委員 長	狩 俣	信 子	さん	
委 員	又 吉	清 義	君	
委 員	島 袋	大 君		
委 員	照 屋	守 之	君	
委 員	新 田	宜 明	君	
委 員	赤 嶺	昇 君		
委 員	糸 洲	朝 則	君	
委 員	西 銘	純 恵	さん	
委 員	比 嘉	京 子	さん	
委 員	嶺 井	光 君		

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	崎山人郎君
福祉保健企画課長	金城弘昌君
福祉・援護課長	伊川秀樹君
高齢者福祉介護課長	仲村加代子さん
青少年・児童家庭課保育対策室長	仲村 到君
医務課長	阿部義則君
健康増進課長	糸数 公君
国民健康保険課長	上地幸正君
病院事業局長	伊江朝次君
県立病院課長	嘉手納良博君
県立病院課経営企画監	稲嶺盛秀君
教 育 長	諸見里 明君
教育支援課長	識名 敦君
施設課長	親泊信一郎君
学校人事課長	山城秀史君
義務教育課長	盛島明秀君
生涯学習振興課長	蔵根美智子さん

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第34号議案から乙第38号議案までの14件、陳情44件、閉会中継続審査・調査及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長、病院事業局長及び教育長の出席を求め

ております。

まず初めに、福祉保健部関係の陳情平成24年第79号外29件及び病院事業局関係の陳情平成25年第32号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、福祉保健部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、請願及び陳情の処理方針について御説明申し上げます。

請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

福祉保健部関係では継続の陳情が26件、新規の陳情が4件であります。

継続の陳情につきましては、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規の陳情4件について、その処理方針の概要を御説明申し上げます。

資料の53ページをお開きください。

陳情第2号子ども医療費助成制度の拡充に関する陳情について御説明申し上げます。

陳情者は、南風原町議会議長、仲村勝であります。

処理方針を申し上げます。

沖縄県子ども医療費助成事業については、平成6年度から開始され、これまで市町村の意向や事業費の動向等の踏まえ、通院及び入院の対象年齢を拡大してきました。

平成24年10月からは、保護者の負担が重い入院について、中学校卒業まで拡大したところであります。

通院年齢の引き上げについては、入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめ、市町村の意向も確認し、検討していきたいと考えております。

続きまして、資料の55ページをお開きください。

陳情第26号貧困をなくし、人間らしい暮らしを保障する施策を求める陳情について、陳情者は、沖縄県女性団体連絡協議会会長、伊志嶺雅子であります。

処理方針を申し上げます。

1、生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、国の対応方針に基づき、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限

りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方としております。県としては、関係部署と連携を図るとともに、今後とも国の対応方針について周知を図っていきたいと考えております。

2、沖縄県こども医療費助成事業は、平成24年10月から保護者の負担が重い入院について、中学校卒業まで拡大したところであります。通院による引き上げについては、入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめ、また実施主体である市町村の意向も踏まえ検討していきたいと考えております。また、窓口での医療費の無料化—現物支給につきましては、受診の増加による医療費の増大、小児救急体制への過重負担、国庫支出金の減額調整などの課題が指摘されております。県としては、市町村からの要望の多い自動償還方式の導入を進めております。

3、国においては、調剤薬局も含めた無料低額診療制度のあり方等を検討することとしており、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の57ページをお開きください。

陳情第29号僻地・離島地域の医療の充実を求める陳情について、陳情者は、沖縄県女性団体連絡協議会会長、伊志嶺雅子であります。

処理方針を申し上げます。

1、県では、沖縄県保健医療計画に基づき、医療資源の適切な配置を図るとともに、医療機関の機能分担と連携を推進し、身近で頻度の高い医療から高度・専門的な医療の確保等、医療提供体制の確保に取り組んでおります。

2、県立病院は、救急医療、高度医療及び離島医療等を担っており、地域の中核的な病院として重要な役割を果たしております。県としましては、地域における県立病院の役割を踏まえ、民間病院及び琉球大学医学部附属病院等、関係機関とのさらなる連携を図り、地域医療連携の充実に努めてまいります。また、県立病院の経営形態につきましては、経営再建検証委員会から持続的な経営健全化の達成について、さらなる経営改善を行うことなどが課題として示されていることから、病院事業局のこれら課題への取り組み状況及びその結果を確認の上、総合的に判断することとしております。

3、県では、北部及び離島地域における医師確保が課題となっていることから、県立病院の後期臨床研修事業や琉球大学と連携した医師修学資金等貸与事業により医師の養成を行い、これら地域に派遣しているところであります。引き続き、医師の養成を図り、医療提供体制の充実に努めてまいります。

続きまして、資料の59ページをお開きください。

陳情第31号医療法人ほくと会北部病院に関する陳情について、陳情者は、仲間昌信外4人です。

処理方針を申し上げます。

1の(1)、一般的に医療法人は、医療法の規定によりその開設する病院、診療所等を定款に記載することが必要とされていることから、定款にない有床診療所の運営を行うことはできないと解しております。

(2)、一般的に、医療法人が不動産業を行うことは認められておりません。しかし、医療法人が開設する医療施設等のために土地の取得等を行う場合もあり得ることから、医療法人の定款に記載がないことのみをもって、土地取引自体が全く禁止されるものではないと解しております。

(3)、一般的に医療法人の業務が定款に違反した場合には、医療法により改善命令または業務停止命令、もしくは役員解任勧告の対象となります。業務停止命令に違反したときには、当該医療法人の理事または監事は20万円以下の過料に処されることとなります。

(4)、個別の医療法人が行う貸し付けの詳細については、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例の規定により公開しておりません。

(5)、医療法人ほくと会の監査報告書に関することについては、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例の規定により公開しておりません。

一般的に医療法上、監事の監査報告書が届け出されず、または虚偽であった場合には、医療法人の理事または監事は、20万円以下の過料に処されることとなります。

2の(1)、医療法人が有床診療所を開設するには、医療法に基づき定款変更、診療所開設等の手続について知事の許認可を得る必要があります。これらの審査については相当の期間を要します。

なお、現時点では当該法人からの申請はないことから、開設時期について示すことはできません。

(2)、ほくと会の資金に関すること及びほくと会北部病院の経営に関することは、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例の規定により公開しておりません。

(3)、病床移動を含む診療所の開設許可の場合、一般的には、医療法人の

定款変更の際に経営状況を確認することになります。

(4)、医療法人が有床診療所を開設する場合、定款に記載する必要があります。この場合、申請の際に定款変更後2年間の事業計画、及びこれに伴う予算書を提出していただいております。

(5)、放射線医療機器を設置する場合、医師等の従事者数の規定はありませんが、医師の配置は必須とされております。

3の(1)、(2)、(3)及び(4)、個別の医療法人に対する指導の内容については、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例の規定により公開しておりません。

(5)、医療法人ほくと会につきましては、平成25年に実施した調査の結果を踏まえ、法人の運営について改善指導を行っているところであります。県としましては、これらの運営改善状況を確認し、今後、必要な対応を図ることとしております。

以上で、福祉保健部に係る陳情の処理方針について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 それでは、病院事業局に係る陳情案件について、処理方針を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料、陳情案件処理方針の目次をごらんください。

病院事業局に係る陳情案件は、継続の2件となっております。

陳情平成25年第32号につきましては、処理方針に変更がありますので御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

資料の1ページには、陳情平成25年第32号県立病院の医療体制に関する陳情の変更後の処理方針を記載してあります。

変更箇所については、3ページの資料で御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

変更理由の欄をごらんください。

変更後の処理方針につきましては、新県立八重山病院の建設について、基本構想の策定が完了し、基本計画の策定作業に着手しているなどの進捗状況を踏まえ、処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

2、県立八重山病院は、築32年が経過し施設が老朽化していることから、病院事業局では病院機能の維持及び安全性を確保するため、適正な管理に努めるとともに計画的な修繕を行っているところです。新県立八重山病院の建設については、平成25年12月に策定した基本構想をもとに、基本計画の策定に取り組んでおります。また、平成26年度には病院建設に係る設計に着手する予定にしております。

陳情平成25年第50号の3につきましては、処理方針に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

なお、所用のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長の交代)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

これより各陳情等に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 福祉保健部の新規陳情、53ページです。南風原町議会議長から陳情が出ていますが、医療費の拡大というものは、わざわざ県に陳情を出さなくてもそれぞれの市町村独自でできますか。

○**系数公健康増進課長** こども医療費の助成につきましては、市町村が主体となっている事業ですので、市町村独自で助成の対象を変えることはできます。県としましては、現在は入院は中学校卒業まで、通院については3歳児までということで、市町村に対して2分の1を補助するという仕組みになっております。

○**照屋守之委員** そうであれば、41市町村それぞれで財政的な基金が結構あるところもあるわけです。ですから、一般県民から陳情が出るのであればまだわかります。何でもかんでも県がやるという時代ではないです。皆さんも41市町村に対して、積極的にできるものはどうぞそれぞれでやってくださいという形でやらないと、県がやらないから我々もやりませんよという理屈になるわけです。こういうことはおかしくありませんか。どんどんさせたらいいですよ。

○**崎山八郎福祉保健部長** 市町村によっては、通院医療費について既に中学生まで助成している市町村もありますので、それぞれの市町村の判断でそういうことを実施することは可能だと考えております。

○**照屋守之委員** ですから、処理方針にこういうことを明確にすればいいのです。財政的なものもあって、県が一律にこのような形でやるといろいろ厄介なので、できるところはそれぞれの市町村ごとに—こういうことを既にやっているところもある、そういう形でまた市町村とも協議しますと書けばいいのです。これは県がやらないからそれぞれの市町村もできないというような理屈になっていくわけでしょう。市町村は、県にお願いすれば事足りるという、国と相談してやるという、このような考え方が強いのではないですか。ですから、こういうサービスは市町村の財政的なものも含めて格差があるので、それぞれの首長の政策的な判断などいろいろなものがありますから、そういうものは積極的にやってくださいと皆さんが働きかけないと。私が非常に不思議に思うことが、議会などからこういうものが出てくること自体、何かおかしいのではないかと思うわけです。そういう仕組みで全部県に丸投げ、国に丸投げというようなことがあると、そこはやはり少しおかしいなということがあります。できるところはどんどん積極的にやっていいと思うわけです。今、財政が厳しいのかということでそれぞれの基金を見ると、結構あるのです。基金があるので、それぞ

れの政策的な対応によってそういう基金をこのようなものに回して、活用していくことを行えばいいわけです。ですから、今後明確に言わないと、我々もあなた方がやらないから市町村ができないという認識になってしまうわけです。どうですか、そこは。

○崎山八郎福祉保健部長 先ほども申し上げましたけれども、それぞれの市町村の判断でやっていただくことは、それはそれでいいと思います。いずれにしても、通院費助成の対象年齢拡大については、県としては入院医療費も拡大しているところでありますし、そういった状況も見なければならぬこともあると。しかも、自動償還についても導入したばかりであるといった状況も踏まえて、今回、町村部からの要請でありますけれども、市部からの意向なども踏まえて、県としては、小児の子育て支援あるいは小児医療について体制を整備しなければならないことがありますので、市部からの要望などもあれば、そういったことも踏まえて検討していかなければならないだろうという考えは持っております。

○照屋守之委員 次、57ページの僻地・離島地域の医療の充実を求める陳情、沖縄県女性団体連絡協議会から出されているのですが、項目の2番に「地域医療の崩壊につながる県立病院の独立行政法人化を行わず」とありますが、そうですか。独立行政法人化は地域医療の崩壊につながるのですか。どういう認識ですか。

○崎山八郎福祉保健部長 現状の経営形態であってもあるいは独立行政法人化であっても、適切な医療提供ができるような体制であれば、それはそれでいいことであろうというように思っております。

○照屋守之委員 ですから、皆さんはこういう陳情者に対しても、なぜこのようなことを言うのですかと言わなければならないのではないですか。独立行政法人化が地域医療の崩壊につながると言えば皆、県民はそう思うのですよ。冗談ではないですよという話でしょう。なぜ独立行政法人化が地域医療の崩壊につながるのですかと突き詰めていかなければなりません。今の県立病院事業は

経営上厳しく、経営再建を行い、こういう形で経営継続していきますということですね。その厳しさの中で、どのように県民を守っていくのかという中で、独立行政法人化というものが検討委員会で議論されているという話ではないですか。この独立行政法人化が地域医療の崩壊につながるという陳情者に対して、執行部がおかしいのではないかと言わなければならないということです。

○狩俣信子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、狩俣副委員長から照屋委員に対して、陳情文書表の文言について執行部を問い詰めるような発言は慎むよう注意があった。これに対して照屋委員から、独立行政法人化が地域医療を崩壊するというわかりもしない文言は、執行部が陳情者に確認すべきだとの意見があった。それに対して狩俣副委員長から、執行部には陳情文書表の文言を確認する義務はないとの説明があった。)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 陳情については、議会で受理するかどうかを判断することになりますので、こちらではなかなかコメントできないです。

○照屋守之委員 次、59ページ、ほくと会北部病院です。こういう陳情が出されているわけですが、こういうものは我々がどのように審査して、何をどうやっていいのかわからないのですけれども、なぜこのような陳情が出されているのですか。それだけでもめて、陳情者は県に委ねることしかできないのか。警察に言ったほうがいいのではないかと思いますけれども、これはどのような背景がありますか。

○阿部義則医務課長 難しい答弁になるかと思うのですが、基本は金武町がギンバル訓練場跡地に医療モールのようなものを計画していて、その中に放射線治療施設があって、そこに病床も設置するという話が平成19年当時からござい

まして、金武町がその経営主体に位置づけているのが医療法人ほくと会北部病院となっておりまして、その関連で陳情や一般質問での御質問などが出ているものと考えております。

○照屋守之委員 副委員長、こういう陳情は受け付ける段階でチェックしてください。おかしいですよ。

○狩俣信子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から、このような陳情は議員がどう判断してよいのかわからないので、どのような陳情でも全て受け付ければよいという話ではないとの意見があった。これに対して狩俣副委員長から、議会事務局の話では様式が整っていれば陳情を受理するとの説明があり、それを聞いた照屋委員は質疑を終えた。)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 病院事業局にお聞きしたいと思います。1点だけお聞きします。八重山病院についてお聞きしますが、皆さんの処理概要では、平成26年度に実施設計に入る予定だということでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 平成26年度は、基本設計と実施設計の両方をやることにしております。

○比嘉京子委員 さまざまなあり方に対する検討委員会等も開かれて、地元3市町から皆さんに対して内容に関する要請が来ていると思うのですが、それを踏まえた内容を考えておられるのでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 要請書という形で出ているわけではなくて、石垣

市等との協議の中で要望等が出ていまして、こういう要望等につきましては、基本計画の中でどのように反映していくのか、現在作業を進めているところであります。

○比嘉京子委員 私の手元に調査報告書があるのですが、その中身で幾つか確認したいと思います。まず、建設場所についてはもう確定されて、用地取得については動いているという理解でいいでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 用地については、現在、場所を確定するための用地の測量調査などを行っておりまして、確定のための作業をしているところでございます。

○比嘉京子委員 私の手元に石垣市の検討委員会のスケジュールなどもありますけれども、本編を見ても、用地はよいとして、希望している経営形態については、地域完結型を目指した中核病院としてというような要望がありますが、そこは踏まえておられるでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 離島である地理的な状況を踏まえて、地域で完結できるような機能を備えていくということで計画しております。

○比嘉京子委員 次に、規模ですけれども、現在、許可病床は350床あると理解しているのですけれども、それについて変更等はございますでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 病床数につきましても、現在、基本計画の中で検証を進めているところでございまして、その病床数を決めていく要素としまして、将来の人口予測、それから65歳以上の高齢者人口がどのようになっていくのか、観光客の推移、病院にどういった機能を持たせるかということ等も含めて、現在検証作業を進めているところでございます。

○比嘉京子委員 まさに今おっしゃった4項目について具体的にどのような方向性で動いているか、現時点でお話ができる範囲でよろしいのでおっしゃって

いただけますか。

○嘉手納良博県立病院課長 観光客数につきましては、平成25年実績で一手元に資料がございませんけれども97万人、そういう数字になっていたかと思えます。その前年が80万人弱の状況でありますので、大幅に伸びている状況でございます。それから、65歳以上の人口につきましても大幅に伸びていくだろうということで、医療需要の増が相対的に見込まれるのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 将来的に、石垣市の高齢化率が県内で唯一倍ぐらいになる時期が来るという見通しがあったと思えます。そのことを踏まえていらっしゃるという理解でいいですか。

○嘉手納良博県立病院課長 高齢化等によって疾病の形態もいろいろ変化していることもございます。そういったことも見込みながら、病床数等についても作業を進めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 観光客の増も見込まれているのですが、もう一つ機能的なところで、国際線が離発着する位置として、東南アジアに開かれた最南端の玄関口として感染症対策等の機能というのはお考えでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 感染症対策につきましても、やはりそれに対応できるような施設、それから医療機器等を整備していこうということで検討しております。

○比嘉京子委員 先ほどの地域完結型の話に戻るかもわかりませんが、がん治療に対しては、今ある機能にどういう機能をプラスしようとお考えでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 基本的には、今ある機能をしっかり維持していくことが基本だと思っております。

○比嘉京子委員 そうであると、やはり地域完結型にはならないと。私の素人判断で思うのですが、いかがでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 100%完結させていくためには、医療機能もさることながら、スタッフの問題とか、それから医療の質の問題等もあります。限られた地域の中での限られた症例では、住民の全てが望むような、そこで全て完結することはなかなか困難な状況があると思いますので、その辺は本島の病院としっかり連携しながら、環境整備をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 八重山地域は宮古地域より離島の数が多いと思います。そのために八重山病院の機能というものは、石垣島からさらに離れた島々の方々にとって、やはり今の老朽化が改善されることによって、那覇まで行かなければならないことを減らしていくことが考え方として必要だと思います。そのことを考えたときに、やはり、がんの治療または継続的な治療—宮古病院の機能がどこまでついたかわかりませんが、我々文教厚生委員会も視察等に行きまして、やはり緩和ケアは必要ではないかと。これは北部地域でも必要だと思います。その地域において、家族がそばにいて、そういうところで終末医療が受けられるということが私は必須条件だと思うのですが、それはお考えですか。

○伊江朝次病院事業局長 やはり人間として終末はできるだけ落ち着いて過ごせるところで終わりたいというのが人情だと思いますし、まさしく緩和医療を地元の方々のために実施することはとても大切だと考えております。

○比嘉京子委員 今、検討しているお話を伺うと、現状の350床以下にはならないと理解してよろしいでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 現在、八重山病院は288床で稼働しております。そういうことも踏まえつつ、先ほど申し上げたような将来の医療事業をどのように見込んでいくのかというところで、今いろいろ検討しているところでございます。

○比嘉京子委員 少し答えが寂しいのですけれども、これからの観光客増であるとか高齢化率であるとか、今言った緩和ケアであるとか、そういう機能を考えていくと、今稼働しているのは288床とおっしゃいましたが、やはり私は290床プラスアルファになるのはもちろんのことだろうと思うのですが、そこはまだ決定していないから言えないということですか。

○伊江朝次病院事業局長 今後どのような設備をやるかということにも影響してきますので、地域の要望を酌み取りながらしっかり対応していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 診療科目については現状維持という考え方ですか。現状維持プラスの、ぜひこれが必要だということがおありでしたらお願いします。

○伊江朝次病院事業局長 現在、地元から要請がある口腔外科の設置、これはやらなければならないだろうと思っております。新規といえば新規になる可能性が高いと思っております。

○比嘉京子委員 それ以外にも、先ほど言いました緩和ケア病棟をぜひお願いしたいと思います。

もう一点、要望の中にあつた救急搬送ヘリポートの設置はどうなっていますか。

○嘉手納良博県立病院課長 ヘリポートの設置につきましても、基本計画の中でどうしていくのかという作業を進めているところでございます。

○比嘉京子委員 それは実施の方向で動いているという理解でいいのでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 現在、我々が新病院の建設を予定している場所の近く、旧石垣空港跡地内に石垣市消防本部がヘリポートを整備して、3月に完成して供用開始ということになっておりますので、そのヘリポートの活用も含めて、現在石垣市と協議しているところでございます。

○比嘉京子委員 その件は、現在の八重山病院に近いということで、新空港に行くのと遠くなるので恐らく今のところになっているのですが、それは同じ跡地内になるわけですから、それを利用する考えがあるという理解でよろしいでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 そのことも選択肢の一つとして検討しているところでございます。

○比嘉京子委員 最後ですが、八重山圏域のヘリポート建設の意見の中に、有人島が11島、そして宮古圏域の多良間島まで行くということもありまして、ぜひとも急患搬送のドクターヘリをとということがあります。今の場合、ドクターヘリは想定の中には入っていないわけですよ。ヘリポートはつくるけれども、ドクターヘリかどうかということまでは検討していないというように理解していいのでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 今回の件につきましては、まだはっきりこうしたいとお答えできる段階ではありません。将来の形態として可能性があるとは思いますが。

○比嘉京子委員 ヘリポートを建設するというので、ドクターヘリではなくても急患搬送に支障がないようにするという理解で終わりたいと思います。ぜひ一日も早く地域のニーズに合いますように、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 医療法人ほくと会北部病院に関する陳情について少しばかり質疑をしたいと思います。これは我が会派の田議員が何度か本会議で取り上げております。聞いていてもなかなかかみ合わない議論になっているように感じておりますが、この陳情の処理方針を見ても、こういう類いのものは公にできないのかなという思いと、陳情者の意向に沿っていないなという思いで見えております。まず、この質疑に入るに当たって、ほくと会北部病院について概要だけでも教えていただけませんか。そこがわからないと質疑をやっても進まないと思います。

○阿部義則医務課長 それでは、医療法人ほくと会北部病院の概要についてお答えいたします。場所は宜野座村字漢那469番地にあります。設立年月日が1982年5月23日です。病床数が104床となっております、全て療養病床となっております。従業員が144人いらっしゃいます。診療科目といたしましては、内科、外科、小児科、整形外科、泌尿器科、消化器科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科となっております。

○糸洲朝則委員 今、御説明いただきましたけれども104床あると。そして診療科目もほとんどの科目があるということは、総合病院的な病院ですか。

○阿部義則医務課長 外来診療につきましては、これだけの診療科目がございますので、割と総合病院的な診療をしています。

○糸洲朝則委員 北部にはもう一つ、北部地区医師会が運営する病院もありますよね。

○阿部義則医務課長 北部地区医師会病院、これは圏域が別です。名護市以北が北部保健医療圏、宜野座村、恩納村から南側が中部保健医療圏ということで、医療圏が別です。

○糸洲朝則委員 このほくと会北部病院が宜野座村にあるということは、圏域としては金武町、宜野座村あるいは名護市、こういったところが主になるのですか。

○阿部義則医務課長 患者たちは、その辺が中心だと思います。

○糸洲朝則委員 ということは、金武町、宜野座村にとっては大変重要な、なくてはならない病院であるという認識ですか。それで陳情の内容を読む限りにおいては、かなりほくと会北部病院についていろいろな疑問あるいは疑惑を持った形の陳情になっていると思います。県の監査責任についての中の(5)、医療法人ほくと会につきまして、平成25年に実施した調査の結果を踏まえ、法人の運営について改善指導を行っているところであり、県としましては、これらの運営改善状況を確認し、今後、必要な対応を図ることとしておりますという回答になっております。その前段の回答は、ほとんどが沖縄県情報公開

条例の規定にのっとって公にできないことになっておりますが、(5)のところを読んだだけでも、結局病院を調査しているわけですよね。改善指導も行っている。運営改善状況を確認して、今後の必要な対応を図るということは、陳情者が言っていることも全く当たらずとも言えない感じがするわけです。したがって、答弁できる範囲でもう少し詳しく踏み込んだ説明はできませんか。せっかく調査もしたし、改善指導も行っているわけですから、やはりそれなりの状況下にあるということはこの回答は示しているわけです。いかがですか。

○阿部義則医務課長 ここに書かれております私どもの処理方針、改善指導等につきましては、通常我々が医療法にのっとって行っている監視の延長線上だということで御理解いただければと思います。例えば、病院や医療法人に対して立入検査に入った場合、必ずしも100%という施設はなかなかございませんで、その都度我々は行政指導を行っております。その延長線上でこういう表記になっているということで御理解いただければと思います。

○糸洲朝則委員 皆さんの改善指導は病院には行き届いている、皆さんの指導に基づいて改善しているということですか。改善指導にも全く応えていないということですか。どちらですか。

○阿部義則医務課長 状況につきましては、確認中でございますが、具体的な話はここにありますように、なかなか答弁できないところでございます。

○糸洲朝則委員 調査もして改善指導もしている。そして、運営状況も見ていきたいという回答でございますから、そのとおり信じたいわけで、改善するという必要はあるからやるわけですよね。そのことがまた陳情者の意にも沿うことだと思いますので、そのことはぜひやってください。

有床診療所(19床)の開設についてのところで、医療法人が有床診療所を開設するには、医療法に基づき定款変更、診療所開設等の手続について知事の許可を得る必要があります、これらの審査については相当の時間を要します。なお、現時点では当該法人からの申請はないということですが、これは直接法人から県に申請されるのか、あるいは町の診療所を運営するわけですから、町経由でやるのか。この流れというのはどのようなものですか。

○阿部義則医務課長 この件に関しましては、診療所を開設する場合一特にこれははくと会の話でございますから、医療法人が診療所を開設する場合は、ま

ず定款の中にこの診療所を経営しますという文言が入ります。どここの診療所経営と。その段階で我々は医療法人の資産状況であるとか、手持ち資金がどのくらいあって、2年分いただく事業計画で実際に運営できるのかどうかということの評価した上で、定款の変更を認めます。定款の変更を認めたその後に、今度はその医療法人が保健所に診療所の開設許可申請を出します。診療所の開設許可申請を出した後に、本当はそこから着工という話になるのですが、今の段階で既に建物もあるような状況ですので、その次の段階としては構造設備の使用許可申請というものが出てきて、その許可を出した後に医療法人側から開設届というものをいただきます。一連の流れは以上のとおりでございますけれども、一番時間を要するのが定款変更に係る内容の実質審査をしますので、通常1カ月程度時間を要しております。あと、開設許可申請関係につきましてはおおむね2週間程度を要します。

○糸洲朝則委員 この診療所というのは金武町のギンバル訓練場跡地の診療所ですか。この施設は既にでき上がっていると聞いていますが、実際はどうですか。

○阿部義則医務課長 実は、まだ見に行っていないのですが、新聞広告がございまして、オープニングセレモニー的な新聞広告があったのを見ていまして、その段階で把握したという状況でございます。

○糸洲朝則委員 たしかこれは医療施設のテープカットも済んで、金武町とほくと会北部病院との契約も成立しているようですが、そのとおりですか。

○阿部義則医務課長 これは直接聞いておりませんので何とも言えないのですが、伝え聞くところによりますと、金武町はその法人に対して公有財産の使用許可を出しているという話は聞いております。

○糸洲朝則委員 聞き出すとどこまでも聞きそうなのでこれで終わりますけれども、せっかく陳情者に対する回答が出ているわけですから。この回答は既に陳情者には渡っているのですか。

○阿部義則医務課長 この陳情は我々のところには届いておりません。議会に届いている状況ですから、議会がどうするのか判断されるかと思えます。

○糸洲朝則委員 同様の陳情は行政には出ていない。

○阿部義則医務課長 届いておりません。

○糸洲朝則委員 いずれにしても難しい陳情だという感がしております。ましてやもう調査もして改善指導もしている立場ですから。当然、陳情者の意向にも沿うことであろうと思いますので、今後とも取り組んでいただきたいと要望しておきます。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田宜明委員。

○新田宜明委員 陳情処理方針の41ページです。山原（ヤンバル）に基幹病院の創設を求める陳情の件ですけれども、処理方針の3行目、「県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した基幹的病院の検討を含めた広範な議論を行う必要がある」というように書かれておりますけれども、この病床を活用した基幹的病院の検討を含めた広範な議論というものは、大体どういうことを想定した表現なのでしょう。

○阿部義則医務課長 基本は、ここに書いてある医療機能の確保がメインの課題でありまして、そのために、例えば両方の病床をうまく活用しながらという、その一つの手法として統合もあるのかなという話です。必ずしも統合ではなくて、病床をうまく利用して補完的に診療するなど—それが可能かどうか今から検討する段階でございますけれども、そういう話で病床の活用も含めたという形で記載させていただいております。

○新田宜明委員 北部地区保健医療協議会と今回設けた研究会との関係はどういう関係ですか。

○阿部義則医務課長 北部地区保健医療協議会は、保健医療計画を策定もしくは進行を管理するに当たって、北部福祉保健所が中心となって設置しているものでございます。その中には、医療関係者、県立北部病院の院長や北部地区医師会病院の院長、あとは行政の首長などその辺も入っていたと思います。

これとはまた別に、我々は北部地域の医療提供体制の確保に関する研究会ということで、研究会員のメンバーを新たに—北部地域の関係者だけではなくて、

医師を派遣している側、例えば琉球大学附属病院の関係者であるとか、県立中部病院や南部医療センター・こども医療センター、伊江病院事業局長もメンバーに入っているのですが、そういうほかの関係者も加えて、北部地域の医師確保を県全体でどのように支えていくかという観点で、研究会を設置させていただいております。

○新田宜明委員 別の質疑に変えさせていただきます。53ページです。南風原町議会から出ているこども医療費助成制度の拡充に関する陳情ですが、今、市町村に対して入院費については中学校卒業までということになっていますけれども、この入院費に対して県から助成している比率はどうなっていますか。

○系数公健康増進課長 県は市町村負担の2分の1を補助しております。

○新田宜明委員 通院費については、現在、3歳児までですけれども、これに対する補助率は幾らですか。

○系数公健康増進課長 通院につきましても同様に、2分の1の補助率でございます。

○新田宜明委員 この陳情の中に、全国の状況がかなり詳しく書いてあるわけですね。都道府県の助成状況などについても全国的な動きが書いてありますけれども、市町村は財政的に非常に脆弱なのです。そういう意味で、例えば非常に財政力があるところについては単独でできるかもしれませんが、2分の1の補助があれば、市町村でも通院費無料化の年齢を引き上げることができるという観点から、私は南風原町議会が陳情したと思うのです。そういう意味では、市町村が事業主体だから勝手にやればいいのではないかという話もあったけれども、そうではなくてやはり県全体の医療水準、子育てと関連するわけですが、この医療費の助成制度というのは県政の課題だと思います。それと同時に、市町村は非常に財政も厳しい状況の中で、少なくとも2分の1の補助があれば可能だという考え方があると思います。そういう意味では、やはり3歳児までの医療費助成事業は、全国的に見て下位の階層にあると私たちも認識しているし、南風原町議会からの陳情でもそういうことを言っているわけですから、これを少しでも努力しようという姿勢が見えないと、出生率が高い沖縄県の子供の医療環境は改善できないのではないかと思います。それと、この陳情とは直接関係ありませんが、現物給付の問題もあります。沖縄はこれがおく

れている。皆さんは償還払いだと言っておりますけれども、保護者の立場からすると現物給付の要望も強い。ただ、行政の都合で皆さんは償還払いを言っておりますけれども、こういった通院費の問題についても、ぜひ前向きに検討していく姿勢が求められているのではないかと思います。この件について質疑をしているわけです。3歳児まででは、全国的な水準から見ても少し低いのではないかというように思いませんか。非常に政策的な問題です。もっと前向きに努力していこうと、そういう姿勢はやはり示すべきではありませんか。

○**崎山八郎福祉保健部長** こども医療費助成事業については、これまでに段階的な拡大などもしております。平成24年10月には入院医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大しております。中学校卒業までの拡大効果がまだ十分に把握されておりませんので、今年度あたり入院医療費助成年齢の引き上げ効果みたいなものを検証することができると思います。そういったことをしながら、市町村の、特に市部の意向などを確認しながら検討していきたいと思っております。

○**新田宜明委員** ぜひ、年齢の引き上げを図るように要望して終わります。
以上です。

○**狩俣信子副委員長** ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○**嶺井光委員** 資料13ページの「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化に関する陳情ですけれども、国は幼保一体化という方向で進めております。これまでも何度か教育委員会にも尋ねてきましたが、今の国の流れと沖縄県の考えについて、少し総論的にお聞かせいただけませんか。

○**仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** この陳情の要旨にございますように、幼稚園と保育園を一体化して認定こども園というようなことが書いてございます。委員がおっしゃる幼保一体というものは、多分に認定こども園を指しているという前提でお話しします。国は確かに認定こども園を推進していく立場でございますけれども、県としましては、担い手となる事業主体—これに関しては民間の幼稚園等が対象になり得ると考えておりますが、御存じのように沖縄県は公立幼稚園が大多数を占めておりますので、認定こども園に関してはなかなか進みにくいかと考えております。当然事業主から認定こども園を設立したいという話があったら、もちろん相談に応じて事業の概要を説明す

るなど、開設に向けて協力したりという形で進めております。

○嶺井光委員 国の幼保一体化というものは、ある意味では合理性を重視している面があると思うのです。沖縄は、話にもあったように、全国の中でも少し変わった幼稚園教育、就学前教育をしてきた。ところが、沖縄は全国の中でこういう位置にあるのだけれども、国はオールジャパンで進めていこうということであろうと思う。私はこの沖縄県の就学前教育、とりわけ幼稚園教育というものを政府がどう評価しているのかということを探ねてみたいのですけれども、そういう視点で見るとどうですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 今、国が進めています子ども・子育て支援新制度、これはオールジャパンの制度として国が制度設計、各種の基準づくりをしているところでございますが、委員がおっしゃるように、確かに沖縄の特色というものが就学前の子供の居場所等にはございますけれども、国が沖縄県の特色を捉まえて意見や見解を示したということは確認してございません。

○嶺井光委員 私は、今の沖縄の方式は大変いいと思っています。国が幼保一体化を進めていこうという流れは、いろいろな課題があつてのことだと思っはいますけれども、課題は課題でどう解決するかという方向に向かうべきだと思っていて、この沖縄のよさだという部分を国に示してみる方法は必要ないのかと。全国の中では幼稚園の設置率、就園率は低いわけだけれども、沖縄の今の状況一学力が余りよくないという面でアピールもしづらいかもしれないけれども、やはり就学前教育という面では私はいい制度だと思っています。沖縄の現状を国に訴えてみてはどうかという考えですが、それについてはどう思いますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 この子ども・子育て支援新制度は、3府省が所管して今取り組んでいるところでございます。3府省というのが内閣府と厚生労働省、あと文部科学省ですが、それぞれの省庁の担当部局の方には沖縄の実情を御説明して、御理解いただいているところでございます。そういった沖縄の特色を踏まえて、放課後児童クラブに関しては幼稚園児の受け入れも補助の対象とさせていただいている状況がございます。国にもそのような形で御理解いただいているという理解でおります。また、新制度の本格施行に向けましては、子ども・子育て会議を昨年設置したところでございますの

で、沖縄の特色を踏まえた子ども・子育て支援のあり方というのは、今後その会議の場において意見を聴取して、新制度の方向性を踏まえた形で方向づけをしていきたいと考えております。

○嶺井光委員 少なくとも沖縄県は今のシステムが既に定着していますよね。国がそういう方向を示して進めていくにしても、沖縄ではなかなかその方向にならないと思います。そういう意味では、画一的に一元化になっていくということにはならないと理解しておいていいですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 この新制度は、認定こども園のみではなくて、従来から取り組んでいます保育所の整備であるとか、地域型保育事業といまして、家庭的保育事業や小規模保育事業等々の事業を活用して、保育の量的拡大あるいは質の向上を図っていくものでございます。基本的には、オールジャパンの制度の中で地域の独自性をどう生かしていくかということ、先ほど申し上げた子ども・子育て会議の場で意見を聴取して、取りまとめをしていきたいというように考えております。

○嶺井光委員 課題は幾つかあると思うのですけれども、例えば、幼稚園の午後の預かり保育あたりも子育て支援という面では大きい問題だと思います。先ほど、そういうところにも支援の制度があるという話がありましたが、国がこの一元化の方向に行くとなると、こういう部分が手薄になる可能性があるかと心配されると思います。しっかりとしたシステムができれば今の幼稚園教育はもっと充実していくし、あるいは子育て世代の支援にもつながっていくと思っておりますから、ぜひ今の沖縄の形を堅持して、あるいは充実させていく方向で取り組んでいただきたいのですけれども、大丈夫ですか。

○崎山八郎福祉保健部長 沖縄の子育て環境というのは本土と比べて少し特徴がありまして、そういった沖縄の特性に合った子育て支援のあり方—子ども・子育て会議もありますので、そういった中で十分に検討していきたいと考えております。

○嶺井光委員 質疑を変えます。32ページの子供の「医療費完全無料化」を求める陳情に示されているように、今は3歳までの無料化、これを義務教育までという要望があるわけですね。全国の実態を見ると、37.5%が中学校卒業まで実施されているというデータがあるようです。ところが沖縄県はまだ1.2%。

ほとんどないに等しい。このように市町村からも要望が出てくる。先ほど議論があったように、これまでの検証をしながら検討していくという話ですけれども、その方向に行くべきだと思っています。そこで、市町村が財政対応できるかどうかということが、今ネックになっているのだろうと思っています。市町村の立場で沖縄振興一括交付金はこういうものに充てることができるのですか。

○**系数公健康増進課長** 子供医療費の助成制度は全国的に均一で行われているところもありますので、沖縄振興一括交付金の沖縄の独自性という趣旨には当たらないと考えております。

○**嶺井光委員** そういうことだと思っておりますけれども、やはり政策の重点化は大事だと思います。沖縄振興一括交付金の用途制限そのものも含めて、使う側の立場から議論をぶつけていくべきだと思っております。今、日本全体としても人口減少化の流れに向かっている。沖縄県も人口増加の大きな政策をつくっているわけです。こういうものをなし遂げるための政策の一つになると思います。やはり若い方々が安心して子供を産み育てられる社会をつくるということを言っているわけですから、まさしくこういうものが大きな政策を実現するための政策になっていくと思っています。沖縄振興一括交付金については、全国的にあることだからだめだという話にしても、地域によって重点政策として続けるのであれば充当できるのではないかという議論をやるとか、ぜひ子育て支援という面から医療費の無料化も進めていただきたいと思います。

○**崎山八郎福祉保健部長** 沖縄振興一括交付金の活用については、先ほど健康増進課長からも答弁いたしましたけれども、なかなか難しいところがあります。子育て支援あるいは小児の医療については、いろいろな形で我々も取り組んでいかなければならない問題だと思っておりますので、今後引き続き検討していきたいと思っております。

○**嶺井光委員** これは、県政の人口増加計画、若者の子育て環境をよくする政策という面で、ぜひ県が誘導するぐらいの施策としてやってもらいたい。これは要望としておきます。

最後にもう一つ。5ページの社会保障の充実を求める陳情。たくさんの項目がありますが、その中で幾つか。まず、高過ぎる国保税（料）を引き下げするために、国庫負担をふやすことという項目がありますが、その処理方針で、「国

は平成24年2月17日の閣議決定で社会保障・税一体改革大綱をつくった」とありますよね。そこで「財政基盤の強化あるいは保険料軽減の対象拡大をする」というような説明がありますけれども、具体的にどのような財政基盤の強化あるいは税負担の軽減策なのかということを少しお願いできますか。

○上地幸正国民健康保険課長 保険料の軽減については、7割、5割軽減策などがありまして、その軽減対象を拡大していくということで、平成26年度から実施する予定でございます。

○嶺井光委員 国民健康保険一國保の全県一元化という話がありますよね。それとの関連もありますか。

○上地幸正国民健康保険課長 県が国保を担うことにつきましては、今、国と地方の代表が協議の場で検討しているところでございます。

○嶺井光委員 この中で、年金受給年齢の引き上げの話がありますよね。この陳情でも引き上げるなということですか。今どういう動きなのですか。

○金城弘昌福祉保健企画課長 年金受給対象年齢の引き上げについては、まだ継続で議論を進めているところでございます。まだ決定しておりません。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はございませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 7ページ、陳情平成24年第85号の2、介護をお尋ねします。社会保障改革と同時に消費税が4月から増税されるということで、先ほど言った年金についても既に3カ年で2.5%の引き下げが始まって、沖縄県で700名ぐらいの人たちから年金の審査請求、異議申し立てが出たのです。4の介護について伺います。介護について政府が進めようとしている保険料徴収に関するものは、どのように変更しようとしているのか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 今回の介護保険制度改革の中では、介護保険料の徴収について特段変更はございません。消費税増税に伴っては、介護報酬の引き上げが平成26年度から0.63%行われるというものはございます。

○西銘純恵委員 保険料については、特段ないとおっしゃったのですけれども、65歳以上は年金天引きで、40歳以上は国保と一緒に徴収されているのですよね。この40歳の年齢についても、年齢引き下げの話が政府の審議会等でなされた経緯はありますか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 年齢引き下げについては、いろいろな御意見があるかと思いますが、厚生労働省から具体的にこういった話があって、検討しているということは聞いておりません。

○西銘純恵委員 報酬を0.63%引き上げるということは、具体的に利用者にとってどのような影響が出ますか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 介護サービスを利用した際に自己負担が1割徴収されることになっておりますので、その点について若干利用料の上昇が出てくるかと思えます。

○西銘純恵委員 値上げが出てくるということですが、介護認定が一番の問題になっているのではと思うのですけれども、その話し合われている内容についてお尋ねします。例えば、特別養護老人ホームへの入所は、現在は介護度幾つから入所できるのか。それがどのように変更されていくのか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 ただいま国会に提出されている法案の中では、特別養護老人ホームの対象者については中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するということで、要介護3以上の高齢者に限定する案となっております。ただし、要介護1、要介護2の要介護者についても、やむを得ない事情の場合—特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入居を認めるとされているところです。

○西銘純恵委員 現在の入所者で影響を受ける方がどれぐらいいるのか調査をされたことがありますか。それと、改正後の要介護1、要介護2という方の特例ですけれども、割合からすればどれぐらいが入所できることになるのでしょうか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 平成24年10月現在で県内の特別養護老人ホームの入所者4332名のうち、要介護1、要介護2の入所者は267名でございます。

した。ただ、その方たちが改正された際に退所しないといけないのかということについては、それは経過措置として入所を認めると。さらに、中・重度の方が一旦入って、その特別養護老人ホームで介護を受けていて要介護1、要介護2になった場合でも、それは入所を継続していただけるような形で特例的に認めることになっております。

○西銘純恵委員 現在、入所待機をしている中で、要介護1、要介護2の方は何名いらっしゃるのか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 平成24年10月末時点の特別養護老人ホームの入所申込者のうち、要介護1、要介護2の高齢者は860人となっております。ちなみに、同時点での全体の入所申込者数は2041名となっております。

○西銘純恵委員 もともと特別養護老人ホームが少ないことが本県の課題でもあるのですが、これほど待機者がいて、要介護1、要介護2の皆さんが申し込みをしているということは、私は特別の事情を持っている方が多いだろうと思うのです。このように保険料は払ってきたけれども、いざ介護サービスを利用しようとするとはじかれるということが、今の改正内容だと思っています。

要支援の方が受けられるサービスで、変更になるものを説明してください。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 今回の改正の中で、予防給付の見直しがありました。要支援1、要支援2の方への給付につきまして、予防給付の中の訪問介護及び通所介護について、介護制度の中ではありますが市町村の地域支援事業に移行するという案が提出されております。

○西銘純恵委員 市町村からはどのような意見が出ていますか。財源について国から手当てがあるのか。そして、市町村事業ということは介護士の拡充が必要だと思うのですが、そのあたりで問題が出ているのではないのでしょうか。

○仲村加代子高齢者福祉介護課長 予防給付が地域支援事業に移る中で、地域支援事業の枠というものがございまして、必要額を満たすようにということでその上限を上げることになっております。また、県内の市町村から特にこういったことで困るというお声を直接いただいておりますが、市町村が行う支

援サービス等の創設に当たっては、一定程度の時間も必要であろうということで経過措置が講じられているところでございます。その間に、県としても新たなサービスの創設等について支援していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 県内のおっしゃったのですが、全国的には厚生労働省前で今の制度改悪をやめよというようなデモも行われていて、この地域支援事業に移していくということは事業所のボランティアで賄うというような、介護の専門の方を介護職として賃金、給料を支払って行うという中身になっていないところが今問題になっているということで、支援の必要な人がしっかりした支援を受けられるのか。そういうことも問題になっていることを指摘しておきます。

次に移ります。こども医療費助成について、1つは新規陳情第2号ですが、あわせて56ページの新規陳情第26号でお尋ねします。1つは通院費の窓口無料ですが、中学校卒業までやっている市町村、それ以上で通院費無料をやっている市町村は県内で何カ所か。

○系数公健康増進課長 今、県内の市町村に県が行っている通院費補助は3歳までですけれども、それを超えて助成をしているところは、平成26年4月からは25市町村になる予定です。

○西銘純恵委員 41市町村中、半分以上が中学校卒業ということでよろしいですか。

○系数公健康増進課長 中学校卒業までは13市町村になります。

○西銘純恵委員 実際、市町村は努力しているということですよ。全国47都道府県で小学校入学前まで通院費を無料にしているところは何カ所ですか。

○系数公健康増進課長 全国の都道府県の中で、就学前まで通院費を助成しているのは33道府県になります。

○西銘純恵委員 中学校卒業以上はどうですか。

○系数公健康増進課長 中学校卒業までが4都県、それから高等学校卒業までが1県ということで、合計5都県になります。

○西銘純恵委員 出生率が高い沖縄県ですが、全国38都道府県は通院費助成が小学校入学前以上になっているけれども、沖縄県は3歳までであると。様子を見てどうこうという話は説得力がないとっておりますので、早急に引き上げる立場で頑張っていたきたい。

窓口無料についてお尋ねします。医療費の無料化、現物給付については受診数の増加による医療費の増大と言っていますが、具体的に医療費が増大したという事実があったのでしょうか。

○系数公健康増進課長 他県の状況をこちらで調査させていただいて、試算をいたしましたところ、現物給付の導入で医療費が1.5倍から1.8倍増大したというデータがありますので、それに基づいた処理方針になっております。

○西銘純恵委員 現物給付をやっている都道府県はどれだけありますか。全て調査された結果ですか。

○系数公健康増進課長 平成25年4月のデータですけれども、現物給付を行っているところが21自治体になっております。先ほどの医療費増大の調査につきましては、自動償還払いから現物給付に変更した幾つかの県について、私たちのほうで調べさせていただいたということになります。

○西銘純恵委員 21自治体全てではないですね。

○系数公健康増進課長 全てを調査したということではございません。

○西銘純恵委員 小児救急体制への過重負担というのは救急に行くことも含めて触れていると思うのですけれども、子育て中の皆さんは結構生活が苦しいので、ちょっとした病気で簡単に仕事を休める状況でもない。パート、アルバイトが多いですから。逆に重症化して行っている状況があるのではないかと。ですから、沖縄県の実態に合わせてどういう医療の受け方をしているのかということを見れば、もっと軽いうちに病院に行けば医療費は逆に減るのではないかという観点も必要だと思う。そういう具体的な、県内の病院に行っている実態を調査してみたらどうかとも思うのです。医療費が即増加するものなのかということについても、残りの調査をしていないところもぜひ調査していただきたいと思います。

○**系数公健康増進課長** 沖縄県保健医療計画の小児救急の欄の記載になりますが、平成21年に救急搬送された患者のうち、中等症、軽傷者の占める割合は新生児で82.3%、乳幼児では98.3%ということになり、特に乳幼児では軽傷が81.5%を占めており、軽症患者が救急医療を多数受診していることがうかがえるというような記載がございますので、委員がおっしゃったような考え方もあるかと思えますけれども、私どもとしては、忙しい時間には行けないので救急に軽傷の患者が行くことを少し心配しているところでございます。

○**西銘純恵委員** 日中なかなか行けなくてということが県内ではあるだろうということですよ。そうであるならば、そういう子育て環境、雇用環境にも大きな課題があることが見えているのかなと思うのですけれども、いずれにしても、このこども医療費の現物支給について21の自治体で行っているということであれば、子育て環境の厳しい沖縄でこそ現物給付も、そして通院費無料化の年齢も拡大することが県政の大きな課題だと思いますので、ぜひ、早急に改善していただきたいと要望しておきます。

同じページの3番、低所得者に対する医療費の無料・低額診療制度についてお尋ねします。制度の説明をお願いいたします。

○**伊川秀樹福祉・援護課長** 無料・低額診療事業の定義ですが、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づきまして、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないことがないように、無料または低額の料金を診療を行う事業ということで規定されております。

○**西銘純恵委員** 社会福祉法では医療についてもありますけれども、例えば介護保険についても無料で給付を受けさせるなど、ほかのいろいろな制度が社会福祉法に基づく事業ではありますよね。沖縄県においてこの無料・低額診療を実施しているところがあると思うのですが、現状を伺います。

○**伊川秀樹福祉・援護課長** 現在のところは1法人一沖縄県医療生活共同組合で、医療施設としては6カ所が当該事業を実施しております。

○**西銘純恵委員** この実績について報道もあるのですが、県として聴取しましたか。

○**伊川秀樹福祉・援護課長** 同制度につきましても、事業の届け出等というこ

とで経営の届け出がございませぬので、患者数とかについては県で把握してあります。

○西銘純恵委員 県で検討したことはありますか。

○伊川秀樹福祉・援護課長 県から公立病院等への事業実施に向けての促しという観点からいたしますと、それぞれの事業者の経営にかかわる事項が主たる内容を占めておりまして、事業者みずからの判断に委ねられるべきものと考えているところでございます。

○西銘純恵委員 全国でその事業を行っている施設はどれだけありますか。それと病院種もお尋ねします。

○伊川秀樹福祉・援護課長 平成24年度末現在でございませぬけれども、無料・低額診療事業を実施している医療機関は全国で558カ所です。

○西銘純恵委員 経営主体別の内訳もお尋ねします。

○伊川秀樹福祉・援護課長 大変申しわけありませんが、これについては厚生労働省に問い合わせせておりまして、そういう経営主体とかデータをいただけていない状況です。後日確認次第提供したいと思ひます。

○西銘純恵委員 厚生労働省のホームページで入手したのですけれども、平成20年1月21日付の検討資料ということですが、先ほどは平成24年度末で558カ所とおっしゃいましたけれども、この資料では平成17年度で施設数が260カ所、そのうち経営主体別が社会福祉法人166カ所、社団法人41カ所、財団法人40カ所、日本赤十字社9カ所、宗教法人3カ所、地方公共団体1カ所となっています。平成24年度末の558カ所は地方公共団体がふえているのではないかとということで、私はお尋ねしたのです。平成17年度の時点で既に地方公共団体で行っているところがあるのです。これについて、私は沖縄県立病院でこれを実施すべきだと思ひます。無料・低額診療のやり方として、予算を組んで県立病院にこの費用を補助しないと県立病院でできないわけです。この制度が県立病院でできない制約はあるのでしょうか。

○伊川秀樹福祉・援護課長 県立病院でこの事業が実施できないという制約は

ないと考えております。先ほど申し上げましたとおり、事業者の経営にかかわる事項が多数含まれておりまして、事業者みずからの判断で検討すべき事項ではございますけれども、西銘委員がおっしゃっている部分については、同事業に対して補助等何らかの支援を行うべきだという御質疑だと思います。現在では、他の都道府県で同事業に対して補助を行った実績はないということで確認しておりますし、現在の財政状況を鑑みますと、県独自で補助することは難しいと考えております。

○西銘純恵委員 確認します。実施している公立病院に補助を出しているところはない、それは確認済みですか。何カ所でやっていて、補助はしていないということですか。

○伊川秀樹福祉・援護課長 平成17年当時の260カ所のうち、地方公共団体1カ所は恐らく下関市立豊浦病院だと思っておりますけれども、こちらは経営主体が公設民営の運営形態をとっておりますして、現段階の確認では補助等はないものと確認している状況です。

○西銘純恵委員 平成24年度末では558カ所にふえた。公立がどれだけになったのかという数もつかんでないし、過去にやっている1カ所だけを聞いて補助していませんと言っても、それで補助をやっていないという答弁にはならないのではないのですか。ちゃんと調査できていないのではありませんか。

○伊川秀樹福祉・援護課長 この点については、大変申しわけないと思うのですが、現在厚生労働省に確認中ですので、その結果を踏まえて今後、事業主体の経営等に及ぼす影響等も含めまして、改めて検討させていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 県立病院にお尋ねします。未収金はどのような状況でしょうか。未収金は減っているのでしょうか、ふえているのでしょうか。

○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監 平成24年度決算から御報告いたしますが、平成24年度決算の個人負担分未収金に関しましては、総額で19億1909万円。平成23年度末が19億4777万円ございましたので、2869万円減少しております。

○西銘純恵委員 徴収については変更を行っていますか。どのような未収金対

策を行っているのでしょうか。

○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監 未収金が減少した主な要因ということでお答えいたしますが、全病院において未収金の回収強化月間を実施しております。それから、各病院において未収金の対策委員会等を開催して、院内の連携を図っております。また、加えてクレジットカード等の利用を推進しております。それらのことが未収金の減少につながったというように理解しております。

○西銘純恵委員 努力はしているけれども、19億円余りの未収金というものは、回収策そのものに限界があると思っております。どこまで未収金が回収できるのかということは、実際に患者さん、そして亡くなった場合は遺族の関係で払えるのかどうかという調査をするわけです。具体的に未収金回収のために訪ねて、確実に一括で回収できるとか、そういう状況はあるのでしょうか。一般的には分割とか、そういう話し合いがなされるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。回収に対するやりとりをつかんでいらっしゃいますか。

○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監 まず、未収金の発生原因でございますが、経済的理由による未収が59.8%、約60%でございます。それから、社会福祉制度の申請等による未収が1.6%、自賠責の委任申請中のものが3.5%、自己破産申請中のものが0.3%、出産一時金申請中のものが2.1%、不払いによる未収が20.8%となっております。ほぼ60%の経済的理由による未収が大きな部分になっております。

○西銘純恵委員 病院事業局長に直接お尋ねしますが、6割は経済的理由で払えない。県民所得は全国平均の7割しかないし、沖縄ではほぼ半分が年収200万円以下の働く貧困層ではないかという状況からして、未収金の6割が経済的理由になっている問題を病院事業局として解決する方法は、先ほど言われた回収対策チームをつくっても限界があるのではないかと思います。公立病院の場合は、無料・低額診療制度を導入すれば社会福祉法という福祉の分野で予算を充てるものなのです。導入については、その立場でやったときにどうですか。

○伊江朝次病院事業局長 今、委員がおっしゃいました社会福祉法という観点から検討した経緯はございませんので、ぜひその辺のところは経営再建検証委員会の御指導を仰ぎながら検討していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 福祉・援護課長は、先ほど県立病院でやるとすれば経営がどうのおっしゃいました。そうではなくて、福祉保健部が社会保障の関係で県民の今の状況を見て、ちゃんと制度として導入して県立病院に補助する。それが当たり前のやり方ではないかと思うのですが、福祉保健部長、いかがですか。

○崎山八郎福祉保健部長 この無料・低額診療事業は、生活困窮者に対する診療提供の確保を図る観点から診療費の減免を認める制度ですけれども、減免した診療費については実施事業者が負担することになっております。社会福祉法人等が実施する場合は、固定資産税、不動産取得税等の税制上の優遇措置がありますけれども、公立病院にはそのような優遇措置がないことから、負担増につながる無料・低額診療実施機関になることは、現在のところ困難であると考えております。委員の御提案については、今後、他県の状況なども調査しながら研究させていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 他県ではなくて、法に基づいて生活困窮者のために無料または低額の料金で診療を行う。そして、社会福祉法人が行った場合には減税とかいろいろな措置がとられている。県立病院がやったときにはそういう措置が一切ないのです。軽減措置がないわけです。だから、福祉保健部から補助として入れる以外ないわけですよ。そこをぜひ検討していただきたいです。検討されますか。

○崎山八郎福祉保健部長 今後、研究させていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 最後、調剤薬局も含めた低額診療ということですが、ほかの市が新たに調剤処方費一病院窓口ではなくて、薬代にも助成方針を決めています。ぜひ、これを調剤でもできるようにということで、県がオーケーすればこの法人はやるわけですよ。いかがですか。

○伊川秀樹福祉・援護課長 国会等でも議論されている部分ですけれども、現在、厚生労働省では今後の無料・低額診療事業のあり方につきまして、委員がおっしゃった調剤も含めて、それを実施する事業を第2種社会福祉事業に位置づけることも含めて検討していると聞いております。委員のおっしゃる部分も含めまして、今後の国の方向性が明らかになっておりませんので、その動向を注視していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 無料・低額診療をやっている病院から、医療費は無料にしたけれども、薬代が3000円ぐらいかかって、結局そのお金がなくて薬がもらえないと言っているわけです。ですから、国がどうのこうのではなくて、医療が実質的に受けられないという状況をきちんと一県民の医療を保障する立場に立つかどうかだと思いますので、厚生労働省を待つのではなくて、沖縄県からこうしなさいと言うべきではないですか。意見を出したらどうですか。沖縄県にはそれが必要ですと。早く厚生労働省に意見を出したらどうですか。

○崎山八郎福祉保健部長 ただいまの件につきましては、九州知事会等を通じて、国に調剤事業の第2種社会福祉事業への位置づけについて要望することも検討していきたいと考えております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はございませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 43ページの陳情についてです。皆さんは検討してまいりますということでやっているけれども、平成25年から今、どうなっていますか。

○糸数公健康増進課長 一般社団法人沖縄県腎臓病協議会の方々は実際に透析されたという事例をお持ちですので、このように健康教育での活用について検討してまいりますと答えました。次年度、平成26年度の各保健所で行われる生活習慣病予防に関する研修会に講師として呼び出して、お話ししてもらうよう調整を進めているところでございます。

○赤嶺昇委員 陳情者の皆さんは、透析とか非常に大変だと思います。ですから、この趣旨から望んでいることについて、今回話をしてもらうという次元ではなくて、どのぐらい陳情者との会合とか、連携をとってきたのかということをお教えください。

○糸数公健康増進課長 活用については、次年度に計画しているものですので、まだ具体的に直接話していないのですけれども、ただ、今年度も3月に腎臓病に対する講演会があったりとか、さまざまな講演会があるときはコンタクトをとって、連絡をとり合うことは行っております。実際の活用についての調整はこれからと考えております。

○赤嶺昇委員 非常に重たい陳情だと思っています。項目がこれだけある中で、もっと誠意を持ってそれぞれの項目について対応したほうがいいと思いますよ。各項目の処理方針が変わっていないのです。彼らは、検討するというだけでそのまま放置されているのではないかと思っていますと私は受けとめています。ですから、早急に陳情者の皆さんとお会いして、それぞれの項目についてどうするのかということを確認にしてもらえませんか。

○崎山八郎福祉保健部長 団体の皆さんと話し合いをしていきたいと思います。

○赤嶺昇委員 皆さんの切実な思いなので、それぞれの項目の処理方針がどのように変わったのかということに注視していきたいと思っております。

以上です。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部関係及び病院事業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時32分 再開

(午後の再開前に、正副委員長の交代)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

午前に引き続き、陳情の審査を行います。

次に、教育委員会関係の陳情平成24年第74号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、陳情が継続11件、新規6件、合計17件でございます。

初めに、継続審査となっております陳情11件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございません。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の14ページをお開きください。

陳情第7号これからの勤労青年教育のあり方に関する陳情の処理方針について御説明いたします。

項目1及び2については、本県では、平成24年度を初年度として平成33年度までの10年間を期間とする沖縄県教育振興基本計画を策定しております。勤労青年教育の振興につきましては、同計画の社会教育の充実に位置づけられております。なお、同計画の策定に当たっては、有識者会議、教育施策に関する地区協議会の開催やパブリックコメントも実施するなど、それらの意見を十分に反映しております。

項目3について、社会教育主事の配置につきましては、県教育委員会に青年団担当を配置し、青年団体の学習活動の支援を行っております。また、県立青少年の家においては、社会教育に関する有資格者の指導系職員を配置し、青少年の集団活動及び学習活動を支援しております。なお、市町村の公民館においても、青年向け講座等各種講座の充実のため、公民館主事を含む公民館職員の資質の向上を図っております。

次に、説明資料の15ページをお開きください。

陳情第8号津波危険想定区域(大津波想定)結の浜への大宜味村立小学校統合・中学校移転計画の事務遂行が適正になされているのか検証を求める陳情の処理方針について御説明いたします。

文部科学省による東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について(緊急提言)においては、津波対策についても提言がなされており、高台移転や避難経路の整備、建物の高層化などの対策事例を挙げるとともに、津波による浸水が想定される地域においては、対策例を参考に必要な対策を講じることとされています。大宜味村立小・中学校の新增改築事業については、次年度村からの事業認定申請を受けて、県が審査を行い、国に提出することとなります。教育委員会としましては、関係法令に基づいて適正に審査してまいります。

次に、説明資料の16ページをお開きください。

陳情第10号普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還地への移転に関する陳情の処理方針について御説明いたします。

生徒が学校教育において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るため、ゆとりと潤いのある教育環境で学ぶことは大切なことだと考えております。県教育委員会としましては、現時点で同校の移転計画はありませんが、同返還跡地の利用計画の中に普天間高等学校が含まれているかを確認するため、宜野湾市長宛て文書で照会しているところであります。

次に、説明資料の17ページをお開きください。

陳情第17号持続可能な22世紀に向けた沖縄アジア太平洋地域拠点イニシアチブに関する陳情の処理方針について御説明いたします。

ユネスコスクールでは、ユネスコ憲章の理想を実現するため、環境や平和・人権問題、貧困等に関する地球的規模のさまざまな問題をみずからの問題として捉え、それらの課題を解決する「持続可能な開発のための教育（E S D）」を推進しているところであります。県教育委員会としましては、ユネスコの理念を尊重し、E S D研修会の実施や各学校及び市町村教育委員会・関係団体との連携を通して、ユネスコスクールの加盟促進に努めているところであります。

次に、説明資料の18ページをお開きください。

陳情第26号貧困をなくし、人間らしい暮らしを保障する施策を求める陳情の処理方針について御説明いたします。

県立高等学校の授業料につきましては、平成26年4月から新入生を対象に、所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度を実施いたします。所得制限を設けることにより、年収約910万円以上の世帯については授業料を徴収しますが、それ以外の世帯については授業料を徴収せず、高等学校等就学支援金と相殺することにより、授業料の実質無償化を継続いたします。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、年収約250万円未満の世帯の生徒を対象に、いわゆる給付型奨学金を創設することとしております。県教育委員会としましては、高等学校等就学支援金制度の実施に当たっては、生徒、保護者の負担に十分に配慮したいと考えております。

次に、説明資料の19ページをお開きください。

陳情第27号「30人以下学級」の早期実現を求める陳情の処理方針について、御説明いたします。

項目1について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改善については、今後とも全国都道府県教育委員長協議会等を通して、国に要望してまいりたいと考えております。

項目2について、少人数学級については、小学校1年生、2年生の30人学級及び小学校3年生の35人学級に加え、平成26年度から中学校1年生においても35人学級を実施します。今後については、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

項目3について、県教育委員会では、離島・僻地教育の振興に資するため、平成24年度から複式学級教育環境改善事業の実施により、学習支援員としての非常勤講師を配置し、児童の教育環境の改善を図っております。なお、複式学級の定数改善につきましては、加配定数の措置も含め、今後とも全国都道府県教育委員長協議会等を通して、国に要望してまいりたいと考えております。

項目4について、義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等と教育水準の維持向上に大きな役割を果たしているものと考えております。当該制度については、三位一体の改革において負担率を3分の1に引き下げ、その他を地方交付税等により措置することとし、制度を堅持するに至ったものと認識しております。なお、義務教育に係る財源の保障については、国庫負担率を2分の1に還元するとともに、地方交付税も含め必要な財源が確実に措置されるよう、九州地方教育委員長協議会等を通して要望したところであります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情等に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 新規陳情の15ページお願いします。この件については、かなり議論が必要かと思っています。処理方針の中に、県としては市町村から上がってきた申請に対して関係法令云々とありますよね。もう少し具体的なお話をいただけますでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 法律名で申し上げますと、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律というものがございます。その政令がございまして、

その規定の中で、経由機関として県が審査をして事業認定書を出すといったこととありますとか、補助要件等の基準と申しますか、そういったことがこの法律に記載されておりますので、この法令等に基づいて審査をするという表現にしております。

○比嘉京子委員 今、お聞きした法令というものは、建設費に対する費用面からの法令のように受け取れます。今ここで言われているような災害のガイドラインが文部科学省から出ているかと思いますが、そういうものは今の法令の中には加味されるのかされないのか、そこはどうでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 その法令については、立地についての記載はございません。

○比嘉京子委員 では、ここに書いてある処理概要だけではなかなか判断が厳しいのかなというように解するのですけれども、今ここで訴えられていることに対して、県がかかわることとしてどのようなことが挙げられるのでしょうか。

○諸見里明教育長 これは新年度明けてからになると思うのですけれども、大宜味村から国に対する申請書が提出されます。これが要件を満たしているかどうか、それを審査する際に我々はかかわることになります。

○比嘉京子委員 ですから、大宜味村から事業認定申請書が出てきた段階で、県としては申請がその要件に適合するかどうかということ判断するという処理概要ですよね。けれども、この陳情の上段部分にあるのはそういう津波の危険想定区域に対して、県としてはそれをもとにして何かをすることは可能でしょうかということ聞いております。

○諸見里明教育長 この事業認定申請に当たっての県の審査は、書類の不備や記載事項に誤りがないかなど基本的な審査とともに、先ほど説明申し上げました国庫補助事業として必要な要件を備えているかの審査という形だけになると思います。津波に対する立地要件等に係る審査ではないということです。

○比嘉京子委員 そこですけれども、今こういう陳情が議会に来ているものですから、そうすると、県としては建設に関する補助金申請としてかかわるだけであって、学校建設の災害時における安全性という点については、皆さんは言

及できない立場にあるという理解でいいのでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 この事業認定申請の内容だけで申し上げますと、立地等についての記入項目がございませんので、そういう意味では、この事業認定申請ではそういうことについて言及することにならないと思います。

○比嘉京子委員 では、この陳情に対して、そういうことを考えるのは市町村であると。県としては、市町村が考えて上げてきたことに対しては尊重するという大前提があるのでしょうか。

○諸見里明教育長 そういった形になると思います。学校の設置場所につきましては、児童生徒の安全の確保を図り、通学は学校と地域との関係を十分に配慮することが重要だと考えております。村においては、地域の実情に応じて何度も検討がなされているところでありまして、村の意思に基づいて設置場所が決定されるものと考えております。

○比嘉京子委員 文部科学省から最近出されたガイドライン等についての認識はいかがでしょうか。

○諸見里明教育長 ガイドライン、それから緊急提言等ございましたけれども、児童生徒の通学に配慮する必要があるということは十分認識しております。また、学校は地域コミュニティーの拠点でもあり、学校と地域は密接な関係にあること等々から、やはりこのガイドラインは重要なものだと認識しております。

○比嘉京子委員 ガイドラインにおいてこうすべきだという表現にはなっていないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。例えば、そういうことを考えることが望ましいというレベルで書かれているように思えたのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○諸見里明教育長 例えば、学校を設置するにはいろいろな条件が出てくるとは思います。できるだけ緊急提言を踏まえることが私は必要だと思っております。ただし、その場所が確保できるか、あるいは地域のコミュニティーの拠点ですとかは、地域の実情に応じて地域が決定すべきものだと思っております。そのような形で地域が何度も議論して、結論を決定しているわけです。ですから、やはり地域の実情によってその辺は変わってくるのではないかと認識して

おります。

○比嘉京子委員 確認ですけれども、皆さんは学校建物の新築事業に関する国庫負担の申請等に係る書類上の審査にかかわるのであって、そこは地域の事情の中で地域が選定してきた場所については、県の立場から言及することはできないという理解でよろしいでしょうか。

○諸見里明教育長 はい、そう認識してよろしいと思います。

○比嘉京子委員 次に、もう一点。普天間高等学校の件ですけれども、今、文書で照会中と書いてあるのですけれども、それ以上の進展はございませんか。

○諸見里明教育長 現在、この照会文に対して、まだ宜野湾市から回答は届いておりません。

○比嘉京子委員 高等学校のグラウンドの面積には、これ以上でなければならぬというような規定はあるのでしょうか。

○諸見里明教育長 法律名は忘れましたが、どれぐらいの敷地が必要で、どのぐらいのグラウンドが必要だという規定がございます。

○比嘉京子委員 その普天間高等学校の運動場、9000平方メートルという記述があるのですけれども、その規定にひっかかるものではないというような認識に立っているのでしょうか。

○諸見里明教育長 それは法的にクリアしていると考えます。

○比嘉京子委員 ということは、結論的にここは宜野湾市や今の返還跡地利用の中において、それをどう対応するかという推移を皆さんは注視しているという理解でよろしいですか。

○諸見里明教育長 実際、現在この跡地利用計画は宜野湾市が策定中でありまして、それにどういう位置づけでされているのかということは照会中でありまして、その回答を受けて、どういう位置づけになっているのかということは検討していきたいと思います。

○比嘉京子委員 例えば、普天間高等学校からそのように移転計画等が持ち込まれた場合、それは十分な検討に値するという理解でいいですか。

○諸見里明教育長 どういう条件で来るのかわからないですけれども、とにかく検討はする必要があると思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情第8号についてお尋ねします。形式的な要件が備わっていれば、自治体がやるものには県として関与できないということと言われたのですけれども、もう一つ、教育長は、学校は安全を図って立地することが重要だという認識も出されました。学校設置については教育庁施設課が関係していますよね。文部科学省の施設企画課とやりとりしていると思いますが、この災害に強い学校施設のあり方について、大宜味村の事例が出て文部科学省とやりとりをしたのでしょうか。何かありますか。

○親泊信一郎施設課長 文部科学省の考え方もお聞きしました。やはり立地については、市町村において適切に判断されるものであるという回答をいただいております。

○西銘純恵委員 災害に強い緊急提言も先ほどおっしゃったけれども、陳情者が言われている文部科学省の東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会が、学校建設についてどのように述べているのでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 緊急提言の内容のことだと思いますが、その中では対策例として4つほど挙げられております。まず、敷地が確保できる場合には、津波が到達しない安全な高台等に学校施設を建設する。それから2点目に、近隣の高台や裏山など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を整備する。3点目に、津波被害が下層階までにとどまる学校施設においては、上層階へ速やかに避難できるよう屋外避難階段の設置、それから屋上を緊急的に避難場所とする。4点目に、上層階が安全で緊急的な避難場所となるよう建物を高層化する。こういった対策例を挙げておまして、その対策例を参考に、その自治体において必要な対策を講じるという内容になってございます。

○西銘純恵委員 内閣府の防災会議の作業部会も津波被害に対する学校の問題について報告を出しているようですが、内容はどうなってますか。

○親泊信一郎施設課長 南海トラフ巨大地震対策についてという最終報告のことだと理解しておりますけれども、その中で、国・地方公共団体等は、これらの建築物の耐浪化等を推進するとともに、必要に応じてこれらの施設を浸水の危険性の低い場所に立地するような配置の見直しや、近隣の高台等へ通じる避難路、避難階段の整備、緊急的な避難場所となる屋上の整備等のように、想定される津波の高さや立地条件等、各地域の実情を踏まえた津波対策を講じることが必要であるといったように記載されております。

○西銘純恵委員 結局、浸水の危険性の低い場所に立地するように、学校施設の配置を見直していくということを内閣府も報告として出しているわけです。浸水するのかわからないのか、浸水の想定地域が重要だと思うのですが、先ほどの緊急提言で出された実態の中で、東日本大震災の津波による学校施設の被害が何校あったのかという数字が出ています。その中で、津波想定区域外にあったけれども、津波が到達した学校が多数あった。津波が想定されなくても浸水したという学校が校数として報告されています。先ほどの緊急提言の関連になってくるのですが、そういう学校が何校あったのかということもつかんでいらっしゃいますか。

○親泊信一郎施設課長 手元に数字は持ってございません。

○西銘純恵委員 地元から来るから、機械的に書式要件に合っていればというところが一改めて低いところにつくる学校については、津波が想定される場所であればなおさら、想定されていなかったところでも津波が来たのだから、もっと高いところという見直しを言われているものと思っています。津波が想定される区域外にあった69校で津波が到達したということで、想定というものがいかに不確定なものなのかということ。津波想定地域ではないところでも津波に遭うので、そこも含めて危険だということを書いて、ちょうどその報告書ではグラフも出しています。実際に津波があった岩手県、宮城県、福島県の3県における海岸からの距離、そして標高との関連でも浸水をするとか、危険だというのが緊急提言の中では全て資料として出されているわけです。この結の浜、今学校を建設しようとしているところは、実際地元の防災計画の中

でどのように想定されている地域ですか。

○親泊信一郎施設課長 平成22年に大宜味村が策定した防災計画の中では、大津波の被害想定区域の範囲になっていたかと思います。

○西銘純恵委員 大津波という表現をされましたけれども、実際は埋立地域というものは標高が5メートル、津波浸水が2.5メートルから5メートルの津波地域にあるということは、村自体が認めている地域ではないですか。違いますか。

○親泊信一郎施設課長 県の津波被害の想定調査に基づく数値として、そのように大宜味村も把握していると理解しております。

○西銘純恵委員 添付資料として、琉球大学の加藤祐三名誉教授の資料が出されていますけれども、津波自体は2.5メートルから5メートルでも、地形によっては同じように2メートル50センチメートルの津波が来るというものではない。地形によっては想定外の高さとかがあるということが、今回の3県の実例で出ていると指摘しています。そして、大潮の満潮時に1メートル弱海面が高くなる。津波とかそういうときでなくてもこの地域は海面が高くなる。大潮と重なった津波というものは、2.5メートルから5メートルという話とは異なって、またそのときの潮位によって全然違うということに触れているぐらい危険な地域なのです。ですから、こういう大事な問題があって、去年の経緯で学校が建設されれば、危険な地域でずっと子供たちが教育を受けることになるということについて、学校建設を所管する文部科学省の施設企画課もきちんと高台にと言っている。そして防災の考え方も、国としてもそういう立場を出しているわけです。けれども、地元がこういうものを出してきて、県を經由するのに何のアドバイスもしないでいいのかということで議論しているわけです。県が文部科学省に出す関係書類確認調書という学校建設の地元から出されたものに、現地調査による確認として県の担当者がちゃんと署名する欄があるのですが、これはどのような調査基準に基づいてどのように判断するということが、法律に何らかの規定が明確にあるのでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 この様式につきましては、文部科学省から出される通知によりまして定められている様式でございます。この現地調査というものは、この様式の中で予算書あるいは資金計画、それから敷地の状況一敷地の状況と

いいましても、買収済みであるか未買収であるかといった内容で、そういった様式に基づく内容を現地調査したかどうかです。ただ、この項目につきましては文部科学省に確認いたしました。必須ではないということでしたので、現地調査をした場合には記入するといった項目になっております。

○西銘純恵委員 先ほどから話をしていますが、安全な学校をとという割には一切一危険性が指摘されているにもかかわらず、そのまま素通りで県を經由して文部科学省に書類を上げるだけという答弁を続けているのですけれども、県が審査を行う部分について、ぜひ防災担当の職員も一緒に行ってほしい。そして、学校の敷地から国道58号をまたいで避難する経路です。国道58号側はまた土地が低くなっているのです。海側が高く国道58号側が低くて、避難する方向に津波が高くなる。そういう地形なのです。実際200名余りの子供たちが避難するというときに、国道58号で車を遮断して小学校低学年から一遍に横断できるのか。災害時のパニックに陥っているときに、子供たちが横断するために車をとめることができるのかということです。ですから、そういうことも防災担当と一緒にじっくり調査してもらいたいということを要望したいと思います。行政としては、埋立地をつくってその土地があるということがあるかもしれないけれども、やはり敷地が確保できる地域だということは明確に陳情者も出しているし、そういう意味では、まず現地調査をぜひやってもらいたいと思います。また、議会でも現場を見てどうなのかということをやらないと。それにゴーサインを出したという責任は将来一切問われないのか。その辺も含めて意見を言う必要があるのではないかと思います。加藤祐三琉球大学名誉教授と琉球大学島嶼防災研究センターのトップである波平センター長が、地元の皆さんとの連名で文部科学大臣に要請を出しているのです。こういう高台に学校をつくりなさいと言っているときに、危険だとわかっているところに学校をつくらせていいのかという要請も出されています。多分、文部科学省も検討せざるを得ないということも頭に入れて、県としてもぜひ調査をしてちゃんと防災関係の意見も聞かれて、何らかの意見を付することも必要ではないかと思います。調査について、ぜひ現場を見られたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 私のほうで現地の確認をしてまいりました。大宜味村としては避難路を整備するというので、防災対策を行うということでございました。そして、裏山に避難場所を設けるという内容確認はしております。

○西銘純恵委員 避難路について、私も村長、教育長と会って現場も見ながら説明を受けました。実際は津波高が学校よりももっと高くなり、国道58号を超えていく。そして距離もあるわけです。ですから、高台に学校をつくることが第1の策であって、この避難路というものは事後策だと思うのです。学校が動かさないときに避難路をどう確保するのかを考えるはずなのに、今あえて危険だというところに避難路を確保して、津波想定地域に学校をつくりますということが通るのかと。そこを課長だけではなくて、統括監が御一緒でも構わないと思います。いろいろな意味で複数で検討される体制でやるべきではないか。波平先生たちも防災についてはとりわけ専門なのです。そういう立場から検討すべきではないかと思います。ですから、村の言うことを聞いて、はいというわけにはいかないよということです。防災の専門と現場をごらんになったらどうですか。一緒に行ってもいいと言ってますよ。

○諸見里明教育長 西銘議員からの質疑で少し気になる点がありまして、県がゴーサインを出したという言葉がありましたけれども、県がゴーサインを出すわけではないのです。県を経由して国に申請書を届ける役割でして、先ほど言ったのですけれども、これも必要な要件を備えているか、いわゆる書類の不備とか記載事項に誤りがないか、基本的な審査になっているのです。ですから、県が安全性についてどうこう言うものではないということを確認してほしいと思います。そしてまた、この件につきましては資料を見ても何度も検討されているわけです。何度も検討委員会を持っているし、それから基本案の作成、村議会でもいろいろやって、そのような結論に達しているわけですから、当然そこで安全性とか学習環境が議論されていると思うのです。ですから、県がだめだとか、そういうことはできないのではないかと認識しております。ただし、調査は一緒にやりたいと思います。

○西銘純恵委員 基本的な審査という表現をされたけれども、基本的に安全かということがあって初めて建物がどうの、敷地がどうのということになるのではないですか。ですから、機械的な審査で終わらせてはいけないと思います。皆さんの資料には避難路がどうのと書いてあると思いますが、村民に対しては学校に避難バスを配置するというように、村もころころ変わっているようです。そういうことも含めて、安全のためには高台につくる以外にないと。村としても土地があることを念頭に入れて、ほかにつくる場所がないわけではないことを念頭に入れて対応していただきたいと思います。調査に行かれるということですから、よろしくをお願いします。

それから18ページ、陳情第26号。新規ですけれども、高校授業料無償化制度への所得制限や前納制の導入を行わないことという要請になっているのですけれども、この年収910万円未満世帯への授業料の納付の仕方、実務的に保護者の皆さんがどのようにやるのか御説明いただけますか。

○識名敦教育支援課長 まずは保護者の皆様に高等学校等就学支援金の申請書を学校長に出していただきます。所得を証明する書類を添付して各学校から教育庁に提出していただいて、そこで支援金を決定するというような流れで、それと授業料納入と相殺しまして、実質無償化にするということでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、保護者は書類を書いて終わりということですね。

○識名敦教育支援課長 そのとおりです。

○西銘純恵委員 所得制限については、民主党政権は無償化したけれども今の政権が有償にしたということで、国の制度ということにもなりますけれども、前進したものを後に戻すということが、世界でもおこなっている制度をやるというこの国もおかしな国だなと思います。

年収250万円未満世帯の生徒を対象とした授業料以外の教育費負担軽減のための給付型奨学金については、沖縄県では何名が該当で、それはまた申請主義でしょうか。

○識名敦教育支援課長 これも申請でやっていただくことになりますけれども、予算として計上しているのが県立高等学校、それから私立高等学校、あと国立高等専門学校、合わせて約5600名を対象に3億7000万円を予算案として上程しております。

○西銘純恵委員 全生徒の何割ぐらいですか。1人当たり幾らぐらいになるのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 沖縄県の場合、全体の約35%というように見込んでおります。金額的にはいろいろ分かれておりまして、例えば生活保護世帯については教育扶助を受けているものですから、それで年額3万2000円程度、第一子が高校生の場合は年額3万7000円です。第二子が高校生の場合、兄、姉が大学

生で負担が大きいという場合は、年額12万9700円を支給することになっております。

○西銘純恵委員 実務上も手間暇をかけるわかりづらい制度ですが、高等学校授業料の無償化ということで、やはりすっきりした無償化の道を国が歩んでほしいと私は望んで、この質疑は終わります。

2ページお願いします。陳情平成24年第104号ですが、処理方針に「平成26年度から5歳児を対象に段階的に幼児教育の無償化に取り組む」とあるのですが、具体的にどのようなようになるのでしょうか。

○盛島明秀義務教育課長 この件につきましては、次年度からスタートするというので、将来的には全5歳児を対象に無償化が進んでいくと理解しています。ただ、何年度から5歳児を無償にするかという方向性はまだ見えていません。ちなみに、次年度からは3歳から小3までの間に3人いる多子世帯については、一番下の3歳児については無償化する。そして、真ん中は半額にするというような制度になっております。

○西銘純恵委員 市町村でそういう具体的な作業が入ると思うのですが、沖縄県内でどれだけの対象者がいるかということとはつかんでいらっしゃいますか。

○盛島明秀義務教育課長 現在、その実数はつかんでおりません。

○西銘純恵委員 段階的がどのような方法になっていくのかということが見えていないのですが、給食費の無償化についても国の動向をと言っておりますが、給食費の無償化については、具体的に平成26年度というのも出てはいないのですか。

○盛島明秀義務教育課長 今、国からは給食費について具体的には出ておりません。ただ、保育料については無償化を進めていくという方向性であります。

○西銘純恵委員 保育料の無償化について具体的にお願いします。

○盛島明秀義務教育課長 これはあくまでも保育の実施に係るもので、給食費は入っていないということになります。

○西銘純恵委員 これも県内の対象はわからないわけですよ。つかんでいない。

○盛島明秀義務教育課長 そうです。つかんでおりません。

○西銘純恵委員 幼小連携ということで幼児教育の無償化という、先に幼児教育の部分で具体的に動き出すということですが、もう一つは厚生労働省との関係で、幼小ではなく幼保一体化が次年度から進んでいきます。これとの関係では、この間、福祉保健部と議論をしました。幼稚園の中で預かり保育といって午後やっているのですが、この幼小連携と幼保一体化の関連で、教育庁としては逆に幼小連携も幼保一体化も入れていけば、どのようにして教育を行っていくのかという確固とした方針を持たないと、現場が混乱するのではないかと思います。庁内で保育も含めたやりとりは行っているのですか。

○盛島明秀義務教育課長 今年度からスタートした事業で次年度も継続していくわけですが、学びの基礎力育成支援事業が予算1000万円で、次年度はもっと拡充する予定ですが、小学校校区を単位とした地域の私立幼稚園あるいは保育園と連結した授業をということで今年度からスタートしております。この事業については、いわゆる幼保一体型—幼保を一緒にして研修をしたり、あるいは授業の中で一緒に参観したりということで、これまで公立の幼稚園とは100%連携していたのですけれども、私立の幼稚園、保育園も視野に入れながら進めていこうということで、今年度から学びの基礎力育成支援事業ということで予算をつけて進めております。

○西銘純恵委員 公立幼稚園の預かり保育の中でも幼稚園教育を行うということですか。

○盛島明秀義務教育課長 預かり保育は、あくまでも正規の保育活動があつてのものでございますので、預かり保育とは別の視点でございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、預かり保育に入れる低年齢は3歳からの方針だと思います。3歳、4歳、5歳が預かり保育で午後いますよね。けれども、幼稚園教育は幼小連携で強化したいと。そして、5歳児を対象に何らかの補助が入ってくるということで、幼小連携と幼保一体化は教育庁の中でどこまでや

るというものがあるのですか。

○盛島明秀義務教育課長 あくまでも教育庁内においては幼稚園は3歳以上でございますので、3歳、4歳、5歳が対象になります。そして、預かり保育も3歳、4歳、5歳と。ただ先ほど委員もおっしゃっていましたように、3年幼稚園教育は離島・僻地の小さな幼稚園しかありませんので、2年幼稚園教育が中心ですので、あくまでも4歳児、5歳児が預かり保育の対象になります。

○西銘純恵委員 沖縄県の公立幼稚園教育では、幼稚園の教師も保育士資格取得を義務づけられていくという新たな資質の向上が求められているわけです。そういうところと、また一つの建物の中に幼小と幼保が入っているということですが、やはり教育という側だけでなく、預かり保育も就学前教育という観点から、ぜひ一保育担当の方はパートだと思っています。実際、義務教育課でつかんでいらっしゃるでしょうか。現在の公立幼稚園における預かり保育担当職員の正規雇用、非正規雇用の割合はつかんでいらっしゃるでしょうか。

○盛島明秀義務教育課長 預かり保育につきましては、現在公立ではほとんどが非常勤職員ということは、そのとおりでございます。

○西銘純恵委員 非常勤職員というのはフルタイムで入っている臨時職員でしょうか。それとも時間給のパート職員ではないでしょうか。

○盛島明秀義務教育課長 多くは時間給ということになっております。

○西銘純恵委員 幼稚園教諭ということで配置されていると思います。この2つの資格を持った職員がほとんどパート職員だと。そうすると年収、月収でもいいですけども、実際幾らぐらいですか。

○盛島明秀義務教育課長 預かり保育の場合は非常勤職員ということで、手元の資料では大体13万5000円ということになっております。

○西銘純恵委員 預かり保育は幼稚園教諭免許、保育士資格は必要条件となっていますか。

○盛島明秀義務教育課長 預かり保育の場合には、必ずしも必要条件とはなっ

ておりません。

○西銘純恵委員 これは保育といいながら、実際は資格も問わないものが公立幼稚園の中で行われていることは問題だと思うのですが、実態を認識していて、教育庁としてどう考えていますか。資格がなくて、幼稚園教育を保育と一つに午後もやっているというところで、そのような状況でいいのでしょうか。

○盛島明秀義務教育課長 これにつきましては、幼稚園教育要領にのっとったカリキュラムというものがあります。預かり保育はその幼稚園教育要領の範囲内ではありません。あくまでも幼稚園教育要領外の預かり保育になります。

○西銘純恵委員 ぜひ、福祉保健部とやってほしいのですけれども、次年度から幼保一体化が公立幼稚園の中にも入ってくるのですよ。ですから、そういう教育の分野も担っているところが全く質も内容も問われないということで、そのまま小学校に上がることになったら、本当に就学前の幼稚園教育そのものはどうなるのですか。ぜひ、ここは福祉保健部としっかりと、預かり保育も教育だけでなく、児童福祉含めてとても重要な分野です。沖縄県の実態に合わせて、就学前教育を強化するために無料にするとか何とか言われてきたわけでしょう。そういう意味では、逆になっているような気がするのです。やはりきちんと質、量、教育内容、保育内容、ともに向上できるような取り組みができるように、福祉保健部と早急に話し合いを持ってほしいと思います。どうですか。今の職員体制でいいのですか。

○盛島明秀義務教育課長 勤務条件の改善については、それは進めていくべきだと理解しております。今、幼保一元化に向けて青少年・児童家庭課、総務私学課、義務教育課の3課で去年から議論しておりますので、今後1年間かけていろいろな準備を進めていこうということで、ちょうど今議論をしているところであります。

○西銘純恵委員 今の問題認識が一致できれば、ぜひ皆さんのところからも改善をする、教育、福祉としてきちんとやっていくということをじっくり議論していただき、いい計画を出していただきたいと要望します。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 15ページ、大宜味村立小・中学校の移転計画についてですが、大宜味村の教育委員会も議会もいろいろと計画して、検討する中で出されてきたものだと思うのです。安全面について先ほどから出ていますが、その確認については大丈夫なのでしょうか。

○諸見里明教育長 安全面につきましても、学習環境につきましても村のほうできちんとやられているし、住民説明会もいろいろ行ってきています。

○狩俣信子委員 津波の心配とかそのあたりもあるわけですから、学校から避難する裏山までは何メートルぐらいあるのでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 幾つかのルートを想定しているようですが、今後整備するものにつきまして2つのルートがございます。最短のもので520メートル。ただ、520メートルと申しますのは避難場所へ上がるまでの距離、それから校舎の一番遠いところからの距離も含まれております。あと1ルートは780メートル、迂回するルートになっております。先ほど申しあげました最短の520メートルで時間等も計算して、村としては避難路等を整備していきたいというように聞いております。

○狩俣信子委員 520メートル、幼稚園、小学校低学年の子供たちが徒歩で逃げるわけですから、どのぐらいの時間がかかるのでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 村の計算によりますけれども、1人で歩くよりも集団で歩く場合は遅くなりますので、その想定の間歩で計算して11分という計算になっております。

○狩俣信子委員 実は、私、大宜味村に電話をかけて聞いたのです。どうして海沿いのところに学校をつくるのかと聞いたら、高台に学校敷地がとれないという話をしていたものですから、そうなのかなと思っているのですが、そこら辺は確認したことがありますか。

○親泊信一郎施設課長 先ほどから申しあげているように、立地については市町村がいろいろなことを検討した上で決めていくものだと考えております。

○狩俣信子委員 やはり安全面が一番大事だと思います。11分で逃げられるというその避難路をしっかりとやっていただくことがとても大事なことだと思いますので、今後また県と大宜味村が話し合うときは、そこらあたりを強調していただきたいと私は思います。

16ページ、普天間高等学校の移転に関する陳情です。「教育委員会としては同校の移転計画はありません」となっておりますが、本当はどうですか。宜野湾市からキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区に移転してもいいという計画をもらったときには、移転も考えますか。

○諸見里明教育長 普天間高等学校につきましては、同窓会長、それから校長先生からもやはり学習活動にいろいろな支障があるので、ぜひ移してほしいという要請があります。同窓会長からも100年、200年に一度のチャンスであると。もしそういう条件がクリアできて移転が可能であれば、私はこれに反対する理由はないと思います。ただ、この条件でいろいろ一県の予算ではなくて国の予算で建てかえるなど、この辺は必要だと認識しております。

○狩俣信子委員 ちなみに聞きますが、普天間高等学校は築何年ですか。

○親泊信一郎施設課長 校舎等によって異なりますけれども、一番古いもので昭和56年11月に建築、それから新しいものでは管理棟が平成16年11月、体育館が平成16年3月の建築という状況です。

○狩俣信子委員 一番古いもので30年を超えるのですか。

○親泊信一郎施設課長 33年くらいだと思います。

○狩俣信子委員 新しいものができるのであれば、それはそれでいいことかと思えます。

次、19ページ。30人以下学級についての陳情ですが、中学校1年生で35人学級を実施しますよね。そうすると、何学級が増になって教員は何人必要かということのを改めて聞かせてください。

○山城秀史学校人事課長 来年度に拡大いたします中学校1年生35人学級を予定しておりますが、そのために必要な教室数、それから教員につきましては55名の増を見込んでおります。

○狩俣信子委員 学級数は。

○山城秀史学校人事課長 55学級です。

○狩俣信子委員 教員も55人でよろしいですか。

○山城秀史学校人事課長 はい。55学級、55人の教員増でございます。

○狩俣信子委員 例えば、中学校からは各専門科目ですよね。そういう中でも学級担任数さえふえれば事足りるということでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 おっしゃるように中学校は小学校と異なりまして、担任及び教科ということになりますけれども、少人数学級の導入ということで学級数の増で見込んでおりまして、その学級数の増に見合う教員を配置いたしまして、その学校の中で判断していただくこともあるかと思えます。

○狩俣信子委員 少しじっくりしない答えですけども、例えば35人学級でも教科担任が間に合わなければ、それ以上の人数のクラスも出てくるということがあるのですか。まさかですよ。

○諸見里明教育長 例えば、教科担任制になっても35人学級という形になれば、やはり学校人事課長が言ったように55学級がふえると。ということは、55人配置してそれで充てることになります。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほどの16ページ。普天間高等学校の移転についてです。先ほど狩俣委員からもありましたように、建物そのものが33年する建物もあれば10年もたたない建物もあると。非常に分かれているものですから、耐用年数の意味では、皆さんはかなり厳しいかと思うのです。ですから、そういったものをクリアする中で皆さんにお願いしたいことが、地域としてはやはり単なる普天間高等学校の移転だけとは違うわけです。あそこにある普天間高等学校は、これから返還される一例えば西普天間住宅地区が出てきます。そして、もしか

したらこの10年以内に普天間飛行場が返還されるとそういうスペースも出てきます。そのときに、この一帯を網羅した開発も考えた普天間高等学校の移転であれば、地域はより発展するのです。そういったこともあるかと思うものですから。この2年、3年の移転とは違ってですよ。この西普天間住宅地区に普天間高等学校が行く、仮にそこに行けなければ普天間飛行場跡地に行くと。そういった広い視野を持ってほしい。やはりPTAとしては、普天間高等学校は確かに供用面積は足りています。しかし、まだまだ足りない。そういったことも考えて、役所としてもどういう都市計画を立てるのか。協議も大事です。そして、皆さんもそういった広い視野を持って進めてもらえれば助かるなど。そうすると単なる普天間高等学校の移転だけではなくて、普天間地区そのものも生き返りますと。そういった広い視野を持って教育委員会並びに都市計画の方々もこの話を進めると、かなりいいチャンスが生まれてくるかと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○諸見里明教育長 又吉委員のおっしゃるとおりだと思います。宜野湾市がどういう青写真を描いて、構想を持っているか。それと連動して市がどのような意向を持っているのか。それを受けて我々も検討に入りたいと思っております。やはり長期的スパンでどういう形を見たほうがいいのかということが、これからの課題になると思います。

○又吉清義委員 ぜひ、長いスパンを持って、これから生まれてくるチャンスを手前に生かしてもらいたい。また、教育長にお願いしたいことは、まちの開発もする、そういった移転もする。なおかつ、普天間高等学校そのものが今までとは違った、単なる移転だけではなくて逆にレベルアップをした施設をつくる。例えば、そこに国際交流の学生たちも受け入れて、留学生も受け入れるような、今までと違ったビジョンを持った学校にすることによって、なおよくなるかと思うのです。そういったものもぜひ網羅して、移転についてはもちろん宜野湾市も含めながら協議するかと思うのですが、やはり教育委員会もそういったビジョンも持ちながら協議をすると、かなりいいものが生まれてくると思っております。ぜひ、そこまでのビジョンを持っていただきたいということを要望いたします。教育長、いかがでしょうか。

○諸見里明教育長 おっしゃるとおりです。新しい学校、新しいタイプ、新しい時代のニーズに応じた学校をつくっていきたいと思っております。ただし、それが動けばですが。いろいろ長期的な観点から、その際にはぜひビジョンを

生かして進めていきたいと思っております。

○又吉清義委員 最後になりますが、教育長は動けばと言うのですが、動けばではなくてやはり動かすために努力して、動くことを前提にそういったビジョンを持つことで、これが決まったときに一日も早く実行できるわけです。動くことが決まってからビジョンを持っても遅いのです。そういうものはある程度ビジョンを持ちながらやることによってスピーディーに対応できるし、よりいいものができる。そういうことをぜひ頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 今の普天間高等学校についてですけれども、実際その敷地が狭いということを教育委員会として認識は持っていますか。

○諸見里明教育長 本議会でも質問があったのですけれども、県立学校の中では5番目に小さいです。ほかはほとんどが那覇地区ですので、やはり小さいです。

○赤嶺昇委員 平均敷地に対してどのくらいの面積ですか。

○親泊信一郎施設課長 平均敷地は約7万400平米となっております。この数字には農林高等学校等も入っておりますので、農林高等学校5校を除きますと4万1733平米。そして、普天間高等学校が3万629平米となっております。

○赤嶺昇委員 地元の皆さん、あと同窓会とか学校の皆さんの意向も大事だと思いますけれども、県教育委員会としては校舎の耐用年数の問題とか、つくったばかりということがあっても、そういう要望等があれば検討する可能性はあるのですか。

○諸見里明教育長 まだ正式には回答は来ていないのですけれども、現在、市長、副市長含めて検討されているということは聞いております。それがどういう条件で来るのか。例えば、私が先ほど申し述べたのですけれども、移転してすばらしい環境をつくることは大変大切であると思うのです。ただし、現有資

産の価値であるとか、県が新たにつくることは少し考えられない話でして、そのような条件が整えられれば反対する理由がないと思います。前向きに検討したいです。

○赤嶺昇委員 又吉委員からもあったように、ビジョンが大事ということをおっしゃっていますよね。まさに今議会で知事が普天間飛行場の5年以内の閉鎖ということ安倍総理から引き出しているわけですから、まちが変わっていくと思うのです。要するに、普天間飛行場が返還されることを想定すると、このキャンプ瑞慶覧も含めて、普天間飛行場が5年をめどに返還されるということ人口フレームも含めて、そういう教育のあり方について教育委員会は今から考えたほうがいいのではないですか。皆さん、もしかしたらあれは動かないと思っていると違いますよ。ただ、そういうビジョンを持ったほうがいいと思います。

○諸見里明教育長 先週、普天間高等学校を訪ねたところ、校長先生も青写真を描いていまして、このあたりについていろいろ助言しながらやっていくことは可能です。

○赤嶺昇委員 ぜひ、返還されることも視野に入れながら、地元の皆さんの意見も聞いていただきたいと思います。

次に、15ページです。皆さんは、この学校建設地のことで地元の皆さんがいろいろ議論を重ねてきたとおっしゃいますけれども、同時に県の津波対策としてさまざまな避難を想定した取り組みをされていますよね。要するに、避難訓練であったりとか、かなり積極的に3・11以降やっていますよね。ですから、そういうことをやっている一方で、今から新規で学校をつくるときに、地元がそう言ったとはいえ県が取り組んでいることと今回この学校を建設することについて、私は非常に矛盾が出るのではないかと感じておりますけれども、いかがですか。

○諸見里明教育長 やはり移転につきましては、どうしても設置者である市町村が適切に判断して対応すべきだと考えています。しかも、権限と責任を持っているのは自治体ですから。そこでやはり簡単に決まったわけではないのです。何度も議論を重ねて素案をつくりながら、議会で討論してそれで決定しているのです。当然、一番大切な観点の安全面もやはり議論されている。その決定を尊重せざるを得ないということが、我々県教育委員会の立場だと思っています。

○赤嶺昇委員 実際、いろいろ議論されたとおっしゃっているのですが、高台におけるそういう用地の取得はやはり困難なのか。学校は住民の避難先にもなるものですから、せっかくつくるのであれば、高台にある公共施設は避難所として活用していますよね。実際、3・11のときにも体育館等を活用していますよね。そういう役割も考えると、高台に土地がないということを踏まえての問題なのか、あるけれどもここなのか。そこが少しよくわからないのですが。

○諸見里明教育長 まず、一番大切な観点だと思うのですが、大宜味村でも用地の確保ができていますか。次に、地域の集落と学校の位置関係、通学距離。それから、安全で教育上ふさわしい環境であるかどうか。そして、何よりも地域住民の理解度。その辺を全て加味して、総合的に判断したと思います。

○赤嶺昇委員 教育長、高台にそういう用地自体が存在しないのかということ聞いてます。総合的に加味されるということは、先ほどから答弁いただいているのですが、実際そこはどうなのか。

○諸見里明教育長 その件についてはまだ確認していないそうです。

○赤嶺昇委員 もちろん地域の皆さんが主体的に決めることはわかるのですが、学校としての機能だけではなくて住民の避難も検討されていると思います。しかし、用地が物理的にないという部分なのか、実際はあるけれども何が困難なのかということも含めていろいろ調査されるということですので、それも含めて答弁できるようにしていただきたいということを要望いたします。
以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 もう一度15ページです。これについて、ワークショップは何度か開催されたのですか。

○諸見里明教育長 これまでの流れが私の手持ち資料にありますけれども、平成20年度から平成23年度まで、地域懇談会で小学校の統合、中学校の移転に関

する意見交換会を実施していると。そして、平成21年度から平成23年度の間で、7回にわたって大宜味村立学校の望ましいあり方検討委員会が開催されております。それから、平成24年度には村立学校適正化基本計画の素案が出されました。その後に各17字区で説明会があって、各字からの意見等を取りまとめ、そして基本計画案の策定、それから結の浜の土地利用計画の見直しが平成25年1月にありました。その1月に村立学校適正化総合基本計画の住民説明会等をやって、臨時庁議、それから村づくり検討委員会、臨時議会において村立小学校の統合新設、中学校の移転計画等々、かなり多岐にわたって議論されていることは確かであります。

○**島袋大委員** まさしく学校を建設する場合は、ほとんどワークショップをやって、地域の皆さん方の意見を聞いて、そういったもろもろで議論して集約したものを議会に上げて、教育委員会で諮って、そういった形で議決してやるわけですね。今、陳情でこういう話が来ているけれども、いつからそういう話になっているのですか。地域の合意形成ができて計画も策定されて、議会でも承認された中でこういった陳情が出るということは、いつごろからそういう話が上がっているのですか。

○**親泊信一郎施設課長** 昨年の12月26日に、陳情者から県に計画の中止を指導・助言するように要請がございました。

○**島袋大委員** この陳情が上がることになって、県としては大宜味村教育委員会しかり、村役場との意見交換など連絡はしましたか。

○**諸見里明教育長** この陳情書を送って、周知しております。

○**島袋大委員** その中で、大宜味村教育委員会や大宜味村役場としてどういう回答が出ているのですか。

○**諸見里明教育長** 大宜味村議会では、去る3月7日の定例会議で小中学校の結の浜移転反対の請願書を議論しています。その中で、9人の村議会議員のうち明確に反対した者が2人で、反対多数で不採択にしているわけです。正式な本会議でそこまで結論が出ているわけです。

○**島袋大委員** 議会として、地域としてこの学校は新たに統廃合しながら新設

校をつくるべきであると言っておりますよね。その中で反対者の声が出ている。これは東日本大震災後にそういった問題が出ているという話で僕は理解していますけれども、やはり地震もしかり、原子力発電所もしかりです。その後いろいろな専門の先生方が出ていますけれども、それであれば当時の検討委員会の中で地震、津波も想定して、ワークショップでいろいろ議論されていると思います。その中で、反対の学者が皆さん出てきて、そういった請願もろもろを出している中で、現場として大宜味村教育委員会と大宜味村役場、議会もやりたいということですよ。どうなっていますか。

○諸見里明教育長　そういう議論を通じて、やはりやりたいという結論だと思います。

○島袋大委員　この陳情者の皆さん方のお気持ち、お考えもわかります。そうなった場合はどうなるのか。その対応策ももろもろ含めて、そういう請願が出た中で地元としては対応策も講じる、避難経路もこうすると。県が問い合わせたときにそういう話が出ているのですよね。どうなっていますか。

○諸見里明教育長　先ほど、施設課長からも答弁があったと思いますけれども、その辺も確認はされています。

○島袋大委員　そういう皆さんの陳情が県に来ているけれども、県としては地元の教育委員会、議会、役場もろもろ地域がみんな合意形成のもとでどうしてもつくってほしいということで、県を經由して国に予算を要求するという仕組みですよ。それで理解していいですか。

○諸見里明教育長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○島袋大委員　こういう陳情が出ているのであれば、我々も委員会としてその辺は議論しないといけない。現場の声も聞かなければならないという場面が出てくるかもしれない。けれども原点は地元だから、教育委員会も議会もそのように言っているのだから、きょうはその辺のそういった意見を聞いて、そういった形で私どもも判断していいということですよ。

○諸見里明教育長　全くおっしゃるとおりです。

○島袋大委員 重要な案件かもしれないけれども、地元からそのように改善策が出ているということを知ったものだから、そのように県が把握しているということであれば僕は理解します。

次であります。18ページ、高等学校の授業料無償化。所得制限導入を行わないことと書いていますが、この陳情内容を見て、この陳情者の方々は夫婦合算で年収910万円以上あるので、所得制限はやらないでくださいというように解釈しているけれども、これを一々教育長に聞くことではないけれども、先ほど西銘委員も言ったけれども、現政権のもとで無償化が停滞していると。こういう国ではいけないと言っているかもしれないけれども、我々はただ単にばらまくことはいけないと言っているわけです。所得制限をつくってしっかりやるべきだと。気になるのは今、高等学校が無償化になって、そういった形で塾に行く生徒は月謝を払う方々が先生だと思っている。先生に対して感謝するというのが、ただ単に全部無償化にしたらこういう状況が起きてこないかという心配があるのです。無償化することは大事なことももしれない。しかし、先生や親にも感謝して、学んだ人に感謝するという教育理念のもとで先生方は教えているかもしれません。そのために、家庭環境が厳しい中で、所得制限をしながら無償化が行われているわけですね。こういう陳情を出すこと自体が、私からすれば昔に戻すのかと。こう言われるのであれば、では、今までどおり無償にしなくて、お金を取るという形に戻さないといけないのかと我々は判断していきますよ。だからこそ、こういう無償化にして所得制限をするのであれば、県教育委員会として考えるべきことは退学者をふやさないと、もっとしっかりと難関大学を目指す子たちをふやすこと、そして就職を目指す子はいい企業に入ること。これをしっかりと生徒と先生が一体となって、次のステップに向けて考えるべきだと思っています。子供は授業料のことを考えないでとことん先生とタイアップして進むべきだと。無償化、所得制限をすることによって学校がやるべき姿だと。やっていると思いますけれども、いかがですか。

○諸見里明教育長 高等学校教育は多岐にわたりますして大きな問題があるのですけれども、我々はこの問題解決に向けて退学者を減らすとか、不登校者を減らすとか、一生懸命取り組んでいるところです。理念は全く一緒だと思っています。

○島袋大委員 先生には感謝でありますから、頑張ってくださいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 1点だけ。17ページ、新規陳情第17号です。この陳情の趣旨、私は非常にすばらしい内容だというように受けとめました。そこで、最初にこの処理方針の前段ですけれども、「ユネスコスクールではユネスコ憲章の理想を実現するため、環境や平和・人権問題、貧困等に関する地球的規模のさまざまな問題をみずからの問題として捉え、それらの課題を解決する持続可能な開発のための教育（ESD）を推進しているところであります」と書いてありますが、どのような教育プログラムなのか御説明をお願いしたいと思います。

○諸見里明教育長 現代の世界には、御承知のように、いろいろな問題がありまして、環境問題、貧困、人権、平和、さまざまな問題があるのです。これら現代社会への課題をみずからの課題として捉え、身近なところから取り組むと。それによって課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していく学習や活動というものがこの取り組みです。各学校ではいろいろな取り組みをやっているのですけれども、特にESD教育といった面でまず一步を踏み出そうと。それがユネスコスクールの走りになります。

○新田宜明委員 これは何年生から行われているのでしょうか。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 ユネスコスクールは本県で2校、北谷中学校と中川小学校でございます。総合的な学習とか、学校全体の中で取り組んでいることをESDの理念につなげたということになります。

○新田宜明委員 たったの2校では進めていることには余りありませんね。私の要望ですけれども、これから新築される校舎等の屋上を使って、環境学習ができるようなビオトープ一要するに、自然の生態系が学校校内で観察できるような、あるいは野鳥等がすみつくような、そういった施設も不離一体として、ぜひこれからの校舎建築の際には一つの教育施設としてつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 ビオトープにつきましては、国の補助メニューにもございまして、小・中学校等で実際に取り組んでいる事例もございまして、県とし

では、補助メニューの紹介等をする事で、ビオトープなどの推進をしているところがございます。

○新田宜明委員 処理方針の後段では、「ユネスコスクールの加盟促進に努めているところである」と現在形で書いてありますが、一つ目標を設定して、具体的に一先ほどはたった2校ですから、これでやっているとは少し言えませんので、努力するという決意をここで改めて表明していただきたい。

○諸見里明教育長 設置市町村とも連携しながら、また県立学校はうちの所管でもありますので、推進に努めていきたいと思えます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○嶺井光委員 陳情第27号、「30人以下学級」の早期実現を求める陳情の記書きの4、国庫負担の件。本会議でも少し議論しましたがけれども、30人学級を求めるとかいろいろ議論がありますが、義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1になっていますよね。この要望でもありますように、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。2分の1が3分の1になって、残りは地方交付税で措置されることになっていますよね。やはり財政の部署では地方交付税は来たら来たで一般財源ですから、何に財源を充てるのかといつも四苦八苦ですよ。だからといって教員の数が減らされることはないと思っていますけれども、沖縄県の現状を見ると、本務教員が少なくて非常勤教員が多いという実態はそれも影響しているのではないかと思ったりするのです。処理方針に書いてあるように、地方交付税で措置されていることは確認しているのですか。

○山城秀史学校人事課長 嶺井委員御指摘のとおり、国庫負担率の引き下げがあつて以降、国が3分の1、県が3分の2。その3分の2については地方交付税の基準財政需要額に算定されているということで、おっしゃるように一般財源でございます。そのため基準財政需要額としての算定はしていると。そして、必要な人数については基準定数及び加配定数で措置されて、それに対応する地方交付税として入ってきているものだと認識しております。

○嶺井光委員 地方交付税だから機械的に算定はされていますよ。ただ、本務教員が少ないところが疑問として出てくるわけです。皆さんが財政運営をして

いるわけではないからあえて総務部長に聞いたりもするけれども、この交付税として来たものも一般財源だから、どれだけ本務教員に使うのかという点はある意味さじかげんではないのかと思っております。ですから、根本的に国に2分の1を持ってもらうことにすれば、地方自治体として裏負担という立場からすると少しでも楽になりますから、ぜひ2分の1に戻すということを頑張ってもらいたいと思っております。ここで議論してどうなるものでもないですが。ちなみに、国の加配定数が800名ぐらいいますよね。あの加配定数の置き方がよくわからないのですけれども、加配定数も3分の1負担のもので人件費を持っているということで理解しておりますが、いかがですか。

○山城秀史学校人事課長 文部科学省の算定する基礎としましては、基準定数に加えて加配定数についても算定の基礎となっております。

○嶺井光委員 加配定数の人数をふやすことはできませんか。

○山城秀史学校人事課長 国の動向を簡単に御紹介いたしますと、国においては基準定数を35人学級で運営していきたいという方向性が以前ございまして、その一環としまして、平成23年に小学校1年生については35人学級にいたしました。その後も拡大するという方向性を持っておりましたけれども、昨年以降、その少人数学級の他学年への拡大については厳しい状況にございます。さらには加配定数につきましても、平成25年以降はふえていない状況になっております。

○嶺井光委員 30人学級を本当に実施するとなれば、本会議でも言ったように、やはり学校設置者である市町村としっかり考えがきかみ合って、現場の施設そのものも整わないとできないわけです。この加配定数をもっとふやせるのであれば、少人数指導とか習熟度別とか、チームティーチングといったこういう手法を使って、目指すところはどう学力を向上させるかということですから、しばらくはそういうところに力点を置いて取り組んでみたらどうかと思っているのです。30人学級を望むのは変わりませんが、これは一朝一夕でできるものではないし、あるいは国の制度そのものを変えていくことができれば大きく動いていくと思うのですけれども、どうですか、教育長。

○諸見里明教育長 まず、加配定数がふやせるかという御質疑があったのですけれども、この加配定数も本則定数も一緒になって定数が決まるものですから、

加配定数が伸びないような状況であるわけです。我々も要望はしているのですが、やはり査定によってこのぐらいでとどまっている状況です。

それから、チームティーチング—TTであるとか、少人数指導であるとかそういう件につきましては、やはり文部科学省もその効果を認めておりまして、今後市町村からの要望があれば、とりあえずは中学校1年生まで拡大しますので、やはりこの加配定数を使いながら、少人数指導とかその辺にシフトしていくことも大きな選択肢になると思います。

○嶺井光委員 平成26年度の国の加配定数は何名ですか。

○諸見里明教育長 今、資料の持ち合わせがないということですが、加配定数については大きな変動はないです。

○嶺井光委員 少人数指導、習熟度別とかチームティーチング、間違いなくいい結果につながると思うのです。そういうもので進めてもらいたいということです。

数字はわかりましたか。

○山城秀史学校人事課長 平成26年度の予定としましては、小・中学校で821名でございます。

○嶺井光委員 なかなか加配定数をふやしてもらえないという話ですけども、全国学力・学習状況調査の結果、沖縄県はかなり悪い状態が続いていますよね。こういう結果を文部科学省はどう見ているのでしょうか。ただ頑張れということで見ているのか。なぜそれを問うかということ、文部科学省が頑張れということ加配定数を少しふやしてもらおうとか、そういう交渉はできないものですか。

○諸見里明教育長 文部科学省も沖縄県の現状を重々承知しておりまして、我々も要求する段階ではそういうものを全部加味して要求しております。それにつきましては私も直接お願いに行っております。やはり国は国としてまた全体的に見ないといけない面もあるはずですので、そういう形で決まっております。ひょっとしたら優遇されているのかもしれないですが。

○嶺井光委員 やはり少人数化をして効果を出すことについては、一般財源で

これ以上教室をふやすのは厳しい状況がありますから、こういうところに頼るといふか、国の姿勢も欲しいなと思っておりますから、ぜひ今後も交渉を続けて頑張ってくださいたいと思っております。

もう一点。2ページの就学前教育の関連ですけれども、午前に福祉保健部ともやりました幼保一元化の問題。私は前にも指摘しましたが、沖縄の幼稚園教育の歴史を見ると、私はいいい形で来ているのではないかと思っていて、国が全国的・画一的に一元化していくということは、ある意味では合理性を求めているのではないかと思うのですけれども、沖縄は沖縄として幼稚園は幼稚園教育、保育所は保育と。ただ、子供を持つ親の立場から見ると、いろいろな課題はあると思う。幼稚園の午後の預かり保育の問題とか。これは課題として厚生労働省も含めてどうクリアするかということをするればいいのかとあって、沖縄の今の幼稚園教育制度というものは、私は連携という面では評価されるべきだと思っております。国がこれをどう見ているのか。福祉保健部にも聞いたけれども、教育委員会から見て、文部科学省から見た沖縄の制度はどのような評価でしょうか。

○盛島明秀義務教育課長 5歳児については、約80%が幼稚園教育をやっておりますし、あわせて幼小連携は100%実施しておりますので、そういう観点からすると、例えば文部科学省の調査官などが来たときには、沖縄のすぐれている幼小連携については他県にない例だということで、文部科学省としては高く評価している現状ではございます。

○嶺井光委員 そうであれば、沖縄のこれまでの幼稚園のあり方は、いいモデルとしてこれを全国に普及させる方向になってもいいのではないかと私は思っているのです。ところが今、国は幼保一元化という方向に進んでいますよね。だからといって沖縄県も一緒にそういう方向には行かないと思っておりますから、今の形態をしっかりと守ってもらいたいと思っております。コメントがあればいただいて終わります。

○諸見里明教育長 嶺井委員のおっしゃるとおり、これは沖縄の優位性であるとも思います。沖縄型の幼稚園を結節点として、保育それから小学校教育との連携がうまくできるような形で推進していきたいと考えております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 3ページの八重山地区教科書問題です。処理方針がありますけれども、現在どうなっていますか。処理方針は変わりませんか。

○諸見里明教育長 国から直接竹富町に是正要求を出してはいますが、県教育委員会としてはこれまでどおり3市町の教育委員会の立場を尊重して、3市町で主体性を持って解決していくべきであるというスタンスは一緒です。

○照屋守之委員 引き続き県教育委員会で協議してまいりたいというのは、これは国から県に是正の指示が出されて、そしてある一定の時間をかけて協議して、県がやらないから国がやるということで竹富町に直接やったのですよね。その中で、県教育委員会が引き続きこの件についてどういう協議をして、どういう対応をするのですか。

○諸見里明教育長 先週の水曜日に定例の教育委員会がございまして、その中でも国から直接竹富町に是正要求があったことについて、いろいろ意見を交わして議論はしているところでございます。どうのこうのと表明するというよりも、竹富町教育委員会がどう出るのか注視していきたい、動向を見守りたいというような議論をやっております。

○照屋守之委員 この件は、ずっと前から石垣市、与那国町、竹富町が客観的に進める立場で、自分たちで選んでくださいという形で何の意見も持っていなかったのですが、県議会での議論も新聞報道も含めて、一方的な意見が非常に多いなというものがあって、最近、文部科学省が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律―無償措置法に違反するから直してくれという形でやって、すると今度は国が圧力をかけたのだの何だの、国に対する批判があるわけです。文部科学省も別に圧力をかけているということではなくて、無償措置法に違反していますよということだと思っております。このことについてはどうですか、教育長。

○諸見里明教育長 無償措置法に違反しているということですが、これについては教育委員会でもいろいろな意見がございまして、今、意見を述べ合っているような状況です。

○照屋守之委員 いろいろな意見があるはずだけれども、裁判があって、竹富

町の主張は結局通らなかったですね。それは無償措置法に適さないという結果だったでしょう。どういう結果ですか。

○盛島明秀義務教育課長 裁判については、石垣市住民からの訴訟でありまして、保護者と生徒が原告となって東京書籍を使い、育鵬社を使わない地位にあると訴えた裁判でありました。竹富町がいいとか悪いとかではなくて、育鵬社を使わない、それから東京書籍を使うというような訴訟でありましたので、これについては原告の訴えは退けられたという内容になっております。

○照屋守之委員 竹富町は無償措置法ではなくてもう一つの法律で教科書を決めたということだけれども、文部科学省が言っているのは、この無償措置法に違反していますということではっきり言っているわけです。ですから是正しなさいとやっているわけですね。僕は普通に考えて処理していると思うのです。この問題が起こったときに、法律絡みも含めた非常に微妙な問題なので、やはりこれは国、県、市町村の行政も含めて、全て法律にのっとって仕事をしていますよね。自分の都合が悪いからこの法律が悪いとは言えないわけです。法律の手順に沿ってやっていることだから、この分については明確にどうするのかということをもっと以前に示して、その上で文部科学省と今後どう対応するのかと。このようなものが何もないから。全国で初めてのことですよね。国としても法律に違反しているものをそのまま放置するわけにはいかないということで、そのようになったと思います。ですから、無償措置法に違反しているという部分を覆すことができなければ、国の言い分が合っているわけでしょう。国が圧力をかけてどうのこうのと、今ちまたで言われているそういうレベルではないのです。要するに、当たり前のことをやっているわけでしょう。この辺が非常に解せなくて、これについてはいいも悪いも言わないけれども、今後、竹富町が異議申し立てみたいなの形で対応してこの問題に取り組んでいくのか。その辺はどうなっていますか。

○諸見里明教育長 竹富町教育委員会の対応については、まだ最終決定ではないのですが、是正要求に従わない方向で確認したということ聞いております。県教育委員会でもどうするかということはまだまだ議論している最中ございまして、竹富町の出方を見守っているところです。ただ、権限と責任がある竹富町教育委員会がやったことですので、主体性は尊重したいと思っております。

○照屋守之委員 県は黙って推移を見守るしかないのでしょうか。これは違法

行為という形で国も強く来ているのでおさまりませんよ。竹富町が異議申し立てをして、司法で決着をつけるのかというところまで行くでしょう。ただ、我々はこの経験を通して、沖縄県の教育行政の中でそういうことが起こったということは、しっかり重く受けとめないといけないと思います。特に、県の教育委員会ですよね。前教育長には強く言いましたが、どちらかの肩を持つとおかしくなりますよと言いましたが、初期段階でおかしくなって、こういう事態に至っているわけですよね。この辺は地上戦があったこの沖縄、あるいは基地の問題も含めて感情的にはさまざまな思いがあるかもしれないけれども、法にのっとった形で決めていくということになると、いろいろな手続があって決まっていきます。沖縄の歴史とか過去のそのようなものも含めて、我々は冷静に考えるべきだと思います。そうしなければ全国的に、なぜ無償措置法に違反している沖縄をほったらかすのかという形になっていくわけです。法律ですから、お互いの感情的なものも含めて、都合のいいときは法律どおり、都合の悪いときは法律違反という、こんなばかな話はできません。行政ですから、これはぜひ県教育委員会がしっかりとコントロールしてください。

次は普天間高等学校です。実は私の子供たち2人とも普天間高等学校なのです。子供たちが非常に上等と。いろいろ敷地の問題とかがあるのですけれども、父母会とか地域は、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区が返ってくれば、そこに移したほうが良いということがあるかもしれない。ただ、先ほど教育長が言っていたように、平成16年に体育館をつくって、今さら文部科学省に我々は作りかえますとは言えませんよね。今後どうするかということは、宜野湾市の基地跡地利用あるいはまちづくりとか、そういったところでしっかり受けた上で、どうするのかということを考えるべきです。これは県教育委員会が積極的にできる代物ではないですよ。ですから、ぜひ宜野湾市とも連携をとって、この問題については対応していただきたいと。そこだけ言いたかったのです。

最後に、30人学級です。前も予算調査で聞きましたが、今、自然に少人数学級になっているところが全体でも60%でしたか、70%でしたか。もう一度教えていただけませんか。

○山城秀史 学校人事課長 平成25年度において、現状の児童数で通常の学級編成により国の基準を下回る一要するに少人数学級となっているのは、小学校269校中、小学校1年生では191校、小学校2年生では182校、小学校3年生では212校となっております。

○照屋守之 委員 パーセンテージをお願いします。

○山城秀史学校人事課長 ただいまの数字をパーセンテージで申し上げますと、小学校1年生で71%、小学校2年生で68%、小学校3年生で79%が自然に少人数学級でございます。

○照屋守之委員 この陳情者の少人数学級にしてほしいという狙いはわかります。現状は意識的にそういうことをやらなくてもこういう状況です。そうすると、先生方の多忙化ということで組合からも陳情が出ますし、あるいは病気休暇の問題もありまして、何とかしたほうがいいという思いはあるけれども、ただ、我々が県議会でそういう議論をするときは、そこで働く人たちというよりはこの子供たちをどう育てていくかという視点が大事ですよ。子供たちをどう育て、将来にわたっていい子供たちをどう育てるかということが教育の原点ですから、そこに焦点を当てないといけないと思っていますのです。学力全国最下位ということは、やはり前から言うように先生方も組合もしっかりそこに目を向けて、47位から45位、40位に上げる。その中で実績をつくっていきながら、今の少人数学級を意識的にそのようなものに持って行って両方を高めていく、職場環境も改善していくことが必要だと思っていますのです。少人数学級にする、これだけが目的ではありませんから、それをするによって目に見える形で成果を上げないといけないわけでしょう。ですから、その辺は非常に大事だと思っていますのですけれども、いかがでしょうか。

○諸見里明教育長 おっしゃるとおり、少人数学級は一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能となる、発言、発表の機会がふえる、そしてより積極的に授業に参加できる、教室にもゆとりが生じ、さまざまな教育活動が可能となる、教員と児童との関係が緊密化する、生徒指導上の課題に即した個別指導が充実する等々、私はこの少人数学級から大変大きな教育効果が得られるものと考えております。そして、推進していきたいということも同じ思いです。

○照屋守之委員 私は、なぜ学力が47位なのかといつも考えているのです。最初の1年目に47位になれば先生方はびっくりする。2年目もそうかと。3年目ぐらいになるとこれが当たり前になるわけでしょう。どうせ47位だということで何も考えなくなるわけです。ですから、教育長に強くお願いしていることは、多分そういう意識でやっている先生もそう、子供も、大人もそうでしょう。そこを47位だから頑張って45位になりましょう、40位になりましょうといった具

体的な目標を掲げてリードして、そういう意識にならないといつまでも47位ですよ。なぜならそういう意識がないのだから。だから少し意識を変えてやってみていく。そうすると、47位から45位になるにはどうしますか。1問解答できれば順位が上がる可能性があるわけですよ。2問解答できれば44位になる可能性もあるわけですよ。ですから、そのような形で具体的にやってみると、県教育委員会自体も非常にやりがいがあるし、先生方も頑張るので子供たちの能力を3点、4点高めることになればうれしいのではないですか。それを校長、親、地域が評価して、もっと一緒に頑張ろうねという形をつくってあげれば、学力も上がっていくし、そしてそれを見る地域は、先生方も大変なので、やはり少人数学級の仕組みを皆で応援してあげようということになると思います。私はそこを期待するのですが、いかがですか。

○諸見里明教育長 全く同感でございます。委員からも提言がありましたように、学力向上推進室を設置した目的もまさにここに 있습니다。今、8人体制をとってございまして、各学校にいろいろな働きかけをしております。データをとって分析して、まずは学校長と膝を交えながら取り組み方を話して、それから先生方の授業改善のあり方をやってみながら、学校そのものの意識を変えようということ而努力しているわけです。私たちは小学校をもう120校回っております。その後、各教育事務所と市町村教育委員会がカバーするような形で我々が回った学校を訪問しながら。やはり大事なことは意識改革だと思います。4月22日に次の全国学力・学習状況調査があるのですけれども、それまでぜひ学校の先生方を鼓舞しながら、意識を変えながら一緒になって、行政と学校全体が一体となって取り組みに向けて頑張っているところです。いい結果が出せるようにもう少し頑張りたいと思います。

○照屋守之委員 とにかく少人数学級をやってもらいたいという思いは非常に強いです。それをしていくためにも、やはり目に見える形でやらないと県民はわかりませんよね。子供たちも勉強が仕事ですから。そのような形をつくっていくと先生方の評価が上がる。そして、今の現状がわかればやはりもっと少人数学級にしてあげようという地域の運動も起こってくる。その中で皆で考えていくという仕組みをぜひ一緒につくっていきましょう。お願いします。ありがとうございました。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑のために副委員長に委員長の職務を代行させたいと思います

ので、よろしく申し上げます。

休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長の交代)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 16ページ、普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区への移転の件です。県教育委員会としては、現時点で同校の移転計画はありませんが、同返還跡地の利用計画の中に普天間高等学校が含まれているかを確認するため、宜野湾市長宛てに文書で照会しているところでありますと。先ほどの答弁を聞いているとまだその結果が返ってきていない。先ほどからの議論を聞いていると3ヘクタールしかない。平均は7ヘクタールであると。教育長、宜野湾市が計画をしなければ、県教育委員会は普天間高等学校は今のままでいいというような認識ですか。

○諸見里明教育長 今のままでいいと答弁してしまうと少し語弊があると思うのですけれども、いろいろな意味で敷地は狭いのですが、工夫をして大変な実績を上げていることも事実なのです。例えば、インターハイでも県立学校で3番目とか4番目の成績を残しておりますし、国公立大学への進学率も大変高くなっているのです。そういう意味では、地域からの信頼も大変高いし、倍率も高いです。そういう条件がありましたら、新しく伸び伸びとした学習環境で頑張ってもらいたいという思いがございます。

○呉屋宏委員 先ほどの議論の中で、校舎が昭和56年か昭和57年につくられたものが一番古いということがありました。平成16年が一番新しいものだと言われました。私は先週学校へ行きました。校長先生、教頭お二人、事務長、同窓会長とお会いしました。皆さんからいろいろな意見を聞いていますと、皆が一番心配していることは、昭和56年につくられた校舎が建てかえられればもう移転はないと言っているわけです。ですから、皆はこの校舎が建てかえられないかということをお心配している。ところが、先ほどの議論では平成16年に建てたばかりだからここがどうのこうのという話になってくる。これでは建てかえられたら普天間高等学校はもうほかには移れないのですよ。そういう認識に立つわけですよ。もう一つ私が言いたいことは何かというと、皆さんが普天間高等

学校は3ヘクタールで本当に狭隘であるという観点に立った場合、西普天間住宅地区が返還されるということであれば、本来なら皆さんから行くべきであって、宜野湾市側から来るなら、移転要求いいですよ。私は果たしてこの議論でいいのかなといささか疑問です。なぜかというと、僕は返還協議会のメンバーでもありますので、僕は両方の立場に立っているのでよくわかりますが、宜野湾市がどう言っているかということ、県立高校でしょうと。県が考えることではないのかと。我々が考えることなのですかと言っているのです。皆さんは宜野湾市にある普天間高等学校でしょうと言っているのです。両方が責任のなすり合いをしているのです。だから動かないのですよ。僕は別に重粒子線治療施設というものが憎いわけでもないけれども、平成10年から検討されてすぐに普天間の返還跡地に重粒子線治療施設導入予定だということが書かれている。普天間高等学校はこれほど同窓会が頑張っていて、PTAも学校ももっと広々としたところに移りたいと言いながら、住民の意見としてそこに普天間高等学校をと書かれない。私は、県がやりたいと言えよそのようになると思います。問題は本当に狭隘なところだという認識があるかどうかです。

○諸見里明教育長 率直に言わせてほしいのですけれども、私は確かに同窓会長、校長等いろいろなOBたちが言うように、学校行事、体育等で狭隘で学習活動に支障を来していることは重々聞いております。そうであればぜひあの表現にあるように、移転する百年に一度であるとか、二百年に一度のチャンスであるということは私は率直に賛成です。しかし、今二、三十億円の現有価値がございます。それをおいておいて、さらに県がまた数十億円を出してつくるといことはまた別の視点です。もしそうであれば、恐らく県民も納得いかないだろうということです。ただ、この計画の中で国などが新たな学校施設をつくるということになれば、私は反対する理由がないと思います。

○呉屋宏委員 ですから教育長、その視点ですよ。例えば、皆さんが本当に普天間高等学校を移したいという強い要望があればです。もちろん周辺の人たちもそうですし、軍用地等地主会についても移していいような雰囲気にはなっているわけです。県教育委員会と宜野湾市が移転のために協議会を進めようというような話ができれば、これは一步前進ですよ。僕はそう思うのです。文書1枚を出すのではなくて、皆さんもそういう気持ちがあるのであれば、一つになりましょうというような話をぜひやってほしいと思います。今言うように何十億円がどうのということがあっても、改築されると移すことができなくなる。また、あの周辺には土地がない、ここしかない。おとといも僕はその現場

に行きました。ソフトボールも野球もサッカーもやっている。平日は45分交代で部活動をやっている。これで子供たちが伸び伸びとした学習機会を与えられているかという、僕はそうは思えない。ですから、少なくともほかの学校と同じように伸び伸びとさせてほしいなど。那覇高等学校だとか首里高等学校だとか、小禄高等学校も大変だとは思いますが、しかし、今まさに狭隘なところから広いところに移ろうとする機会があるわけですから、銭金でやる話ではなくて。実は、宜野湾市が去年の5月に立てた計画で、普天間高等学校を横切る国道330号バイパスがまさに普天間高等学校の上を走っているわけです。去年の5月に立てた計画ですよ。なぜそれをつくりながら普天間高等学校の移転はないのか、私には理解ができなくなっていますので、そういうものも含めてもっと積極的に宜野湾市と話し合いをするつもりはありませんか。

○諸見里明教育長 今、この跡地に普天間高等学校がどういう位置づけをされているのか、これからどうするのかということは照会中です。これを受けて、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 受けてからでいいのです。受けてからちゃんとした協議を宜野湾市とやってほしいと思います。皆さんは認識がないのかもしれませんが、八重山農林高等学校は80ヘクタール。今度の返還跡地は51ヘクタール。そのうち21ヘクタールは斜面緑地ですから使い物にならない、ということは30ヘクタールしか残っていない。このうちの5ヘクタールを道路にとられる。これで半分はなくなり25ヘクタール。普天間高等学校が今要望しているのは7ヘクタールだと言っております。これで32ヘクタールがなくなる。あと18ヘクタールだ。そこに住宅地が13ヘクタール来ると幾らになりますか。5ヘクタールしか残りませんよと。5ヘクタールに重粒子線治療施設と創薬関係をつくるのでしょうけれども、ただ、道路沿いには商店街ができますから、これが2ヘクタールから3ヘクタールだといっておりますので、今の状況からすると普天間高等学校をつくるか、重粒子線治療、新薬をとるのかというような議論になっています。ですから、この実態を皆さんにわかっていただかないと、我々が何をやらなければいけないのか—教育をやるのか、何をするのかということは今、西普天間住宅地区は問われている状況です。そのことも御理解いただいて、皆さんが強い思いを持たないと普天間高等学校は移せないということを最後に言っております。

○狩俣信子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席及び正副委員長の交代)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第34号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 詳しくは本会議でやります。

○呉屋宏委員長 ほかにありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第34号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第34号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第36号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第36号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第36号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第35号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案の条例議案12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第35号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案の条例議案12件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情38件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました陳情等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お手元に配付してあります沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書を議員提出議案として提出することについてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、議題として追加することで意見の一致を見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書を議員提出議案として提出することについてを議題といたします。沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議員提出議案としての沖縄戦没者遺骨のDNA鑑定実施に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について事務局より説明した後、協議を行った結果、今回は視察調査の実施を決定せずに、実施時期の見直し及び視察調査項目の検討等、引き続き協議していくことで意見の一致を見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 呉 屋 宏